

伊丹市男女共同参画施策
市民オンボード報告
(平成 21 年度)

平成 22 年 10 月

伊丹市男女共同参画施策市民オンボード

(写)

2010（平成 22）年 10 月 27 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

高島 進子

片山 実紀

石崎 和美

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第 11 条の規定に基づき、平成 21 年度における「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

伊丹市においては、本報告書を踏まえて「計画」の実現へ向けた一層の努力を要請します。



男女（一人ひとり）が対等な存在として個性や能力を発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く。

（「伊丹市男女共同参画計画」から抜粋）

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

「すべて国民は、個人として尊重される。」とされ、「個人の尊厳と両性の本質的平等」をうたう。

（「日本国憲法」から抜粋）

「男女共同参画」－ それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」とし、「男性と女性が、社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」

（「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造」男女共同参画審議会から抜粋）

「男女共同参画社会の形成」－ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（「男女共同参画社会基本法」から抜粋）



はじめに

平成 22 年の記録的な猛暑の中、40 課以上に及ぶ各課の「伊丹市男女共同参画計画」にかかる進捗状況について各課各々とオンブードは相互確認に努めました。

ヒアリングは 2 カ月余りに及び、過酷と思われるほどの日々でもありました。

伊丹市の「男女共同参画」推進の歩みを顧みると、戦後直ちに女性問題に取り組むべく連合婦人会が設立されて以来、それは、国連の動きと連動してその政策・方針を推進してきた兵庫県とほぼ歩調を一にしています。90 年代前半には、すでにセンター設立が構想され、「伊丹市女性のための行動計画」(市の第一次計画)策定のための懇話会、女性施策を担う部課、および推進本部も設置されています。

やがて後半に入ると、オンブード制度の発足、女性交流サロンの設置が実現しました。このあたりは伊丹市における女性施策推進のひとつのエポックと考えられます。この時期は阪神間の他市とほぼ歩みをともにしています。

それから 13 年たった今日、その間の大きな変化は、平成 9 年から 7 年後の平成 16 年に入ってから「男女共生」から「男女共同参画」という言葉への名称変更です。伊丹市においては「男女共同参画」の名称使用採択までにかかなりの時間を要し、平成 18 年度から計画の名称が「男女共同参画計画」に変更となりました。名称の変更は根本的理念の転換を意味します。平成 9 年以後の動きを他市と比較した場合、この間の市の歩みの失速ぶりがうかがえないことはありません。

しかし、この時期が大きな転換期であった事は間違いありません。それからわずか 4 年ですが、他市、県、国の動きに素早く対応する形で女性、人権等に係る政策、計画、方針などが打ち出されてきています。

今年度、伊丹市では第 5 回目の男女共同参画に関する市民意識調査が実施されましたが、平成 3 年の第 1 回目の実施から市民の意識はどのように変わってきているのでしょうか。その結果は精査分析され、広く市民に公表され、政策に反映されるのでしょうか。調査票の作成や計画・方針の策定等の過程に伊丹市民の意識と実態が反映されるよう、市民の参画の仕組みが整えられる必要があります。

市民が「男女共同参画計画」について考え、問題意識をもっていけるような仕組みを作るためには、推進本部とともにもう一つの柱、あらゆる層の市民を組み込んだ推進委員会が必須です。現在はオンブード制度がその一端を担ってはいるもののまだ推進体制としては不十分です。

また、多様な市民の意見を吸い上げるには職員の意識の高さが不可欠で、今年度、ヒアリングを通して考えさせられたことは、ゆるやかな変化は認められるものの職員のさらなる啓発と研修の必要性でした。例えば複数の課にまたがる事業や計画に対して、推進のためのマネジメントがなされておらず、せっかく作成した計画や、立ち上げた事業が十分に生かされておらず残念に思われました。オンブードは毎年同じ仕事の繰り返しではなく、目的通りの成果が出たのか、また出てなければどのように改善するのか、プロセスはいかようであったかなどの報告を期待しています。

沢山の資料を準備して頂き、また、ていねいに質問に応じて下さり、ときには熱く議論を重ね合った現場の担当の皆さまには心から感謝しています。職員の一人ひとりが「男女共同参画計画」の実現への意識をもち、率先して市民に積極的にその問題・課題を提起して下さい。実に根気のいる事ではありますが、そのプロセスなくして政策・計画・方針等は絵に描いた餅に過ぎないものとなります。

また、職員だけではない政策決定に関わる市民の代表機関である議会、その議員の一人ひとりの男女共同参画の理念への理解なくしてその現実化は困難です。男女共同参画推進に相応する体制づくりが市内と共に議会にも必要でしょう。一般市民と共に、これら行政を支える人々の理解を支えとして計画が展開されることが望まれます。

国・県・他市の動きと共に市が動き始めた 1970 年代後半からすでに 30 年余りが経ち、伊丹市が男女共同参画計画を策定して 4 年、そのためのハードとソフトの体制作りの検討が改めて望まれる時、推進のいよいよ第三ラウンドのはじまりのときでもあります。

女性施策市民オンブードに始まったオンブード制度の設置からすでに 13 年が経ちました。さらに、オンブード制度のあり方等を再考しつつ、これまでの歩みに弾みをつけるべく一歩前進の勢いが市民全体で担われていくことを願っています。

目 次

各課へのワンポイントメッセージ	1
1. 子育て	4
1-1 子育て支援	4
【次世代育成支援行動計画・愛あいプラン】	＜こども企画課＞
【ファミリーサポートセンター事業】	＜子育て支援課＞
【地域子育てに関する事業】	＜子育て支援課＞
【児童虐待防止】	＜こども福祉課＞
【講演・研修など】	＜こども部＞
1-2 保育所	8
【待機児童】	＜保育課＞
【新・保育の道しるべ】	＜保育課＞
【職員研修】	＜保育課＞＜人事課＞
【男性保育士】	＜保育課＞＜人事課＞
1-3 家庭教育	11
【家庭教育・父親参加】	＜家庭教育課＞
【みんなの広場・家庭教育出前講座】	＜家庭教育課＞
【児童くらぶ】	＜家庭教育課＞
【地域の居場所づくり】	＜家庭教育課＞
1-4 病院・母子健康	12
【父親の家事育児参加の啓発について】	＜市立伊丹病院＞＜健康福祉課＞
【パパママクラス用テキストの改定】	＜市立伊丹病院＞
【発行物・掲示物について】	＜市立伊丹病院＞
2. 学校教育	15
2-1 教職員	15
【研修】	＜学校教育担当＞＜総合教育センター＞
【女性リーダー登用】	＜総合教育センター＞
2-2 教育課程	16
【男女共生教育】	＜学校教育担当＞
【トライやる・ウィーク】	＜学校教育担当＞
【相談・連携】	＜総合教育センター＞
【幼稚園、ほかの取り組み】	＜学校教育担当＞

【武道教育】	＜保健体育課＞	
2－3 性教育・・・・・・・・・・・・・・・・		18
【学校での性の健康教育】	＜保健体育課＞＜市立伊丹病院＞	
【CAP】	＜保健体育課＞	
2－4 地域と学校、PTCA・・・・・・・・		19
【PTA】	＜社会教育課＞＜広報課＞	
3. 生涯教育・学習・・・・・・・・		21
3－1 人権教育・・・・・・・・		21
【研修・啓発の実績】	＜人権教育室＞	
【啓発用教材】	＜人権教育室＞	
【性同一性障害】	＜人権教育室＞	
【人権教育のための国連10年】	＜人権教育室＞	
3－2 青少年・・・・・・・・		22
【青少年健全育成】	＜少年愛護センター＞	
【なやみ相談】	＜少年愛護センター＞	
3－3 中央公民館・・・・・・・・		23
	＜中央公民館＞	
3－4 図書館・・・・・・・・		25
	＜図書館＞	
3－5 スポーツ施設・・・・・・・・		26
	＜スポーツ振興課＞＜伊丹スポーツセンター＞	
4. 労働・・・・・・・・		27
4－1 ワーク・ライフ・バランス・・・・・・・・		27
【子育て応援】	＜人事課＞	
4－2 農業・・・・・・・・		27
【啓発】	＜農政課＞	
【女性農業者への支援】	＜農政課＞	
【女性の意思決定機関への参加】	＜農政課＞	
【農家女性の就業条件】	＜農政課＞	
4－3 就労支援・・・・・・・・		29
【実態調査】	＜商工労働課＞	
【就労支援・労働関係法の周知・労働相談（産業・情報センター、スワンホール）】	＜商工労働課＞	

5. 福祉	32
5-1 地域福祉	32
【地域福祉】	＜地域福祉課＞
【社会福祉協議会】	＜社会福祉協議会＞
5-2 健康	34
【思春期の子どもへの講習】	＜健康福祉課＞
【更年期・高齢期の健康】	＜健康福祉課＞
【父親の育児参加】	＜健康福祉課＞
5-3 高齢者・介護	36
【高年福祉】	＜高年福祉課＞
【介護者の実態】	＜高年福祉課＞
【相談体制窓口】	＜高年福祉課＞
【高齢者の自立、就労】	＜高年福祉課＞
【今後の課題】	＜高年福祉課＞
5-4 障害福祉	38
【同性介護】	＜障害福祉課＞
【自立支援・就労支援】	＜障害福祉課＞
【家族介護の支援】	＜障害福祉課＞
5-5 ひとり親支援	39
	＜こども福祉課＞
5-6 社会福祉事業団	40
	＜社会福祉事業団＞
6. 地域	41
6-1 まちづくり	41
【まちづくり出前講座】	＜まちづくり課＞＜男女共同参画課＞
【自治会】	＜まちづくり課＞
【地域力】	＜まちづくり課＞
【まちづくりプラザ】	＜まちづくり課＞
6-2 環境、消費生活	44
【環境保全】	＜環境保全課＞
【消費生活】	＜消費生活センター＞
6-3 防災、防犯	45
【防災】	＜危機管理室＞＜消防局＞＜子育て支援課＞
【生活安全】	＜生活安全課＞
【消防】	＜消防局＞

6-4	交通	50
	【ノンステップバス】	<交通局>
	【市バスモニター制度】	<交通局>
	【女性運転手】	<交通局>
	【マタニティマーク】	<交通局>
6-5	多文化共生	51
	【生活環境】	<国際・平和課>
	【国際交流の推進、NGO/NPOへの支援】	<国際・平和課><男女共同参画課>
6-6	広報	52
	【様々な媒体を使った広報・啓発】	<広報課><男女共同参画課>
7.	男女共同参画社会の実現に向けて	54
7-1	男女共同参画の推進体制の確立	54
		<人事課><男女共同参画課>
7-2	DV	62
	【DV対策基本計画・配偶者暴力相談支援センター】	<男女共同参画課>
	【住宅・DV被害者への優先入居、シェルター活用】	<住宅課>
7-3	相談	63
	【女性のための相談】	<男女共同参画課>
7-4	講座・研修	64
	【男性の家事参加】	<男女共同参画課>
7-5	啓発・ネットワーク	65
	【オンブード・サポーターズ】	<男女共同参画課>
	平成22年度ヒアリングから見えてきた取り組むべき重要課題	66
	「計画」の各課課題、施策目標値一覧	67
	来年度ヒアリング実施に向けて（各課へのお願い）	68
	女性相談リスト	69
	平成22年度伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録	72
	オンブード、サポーターズから二言みこと	74

資 料	8 1
資料 1 伊丹市男女共同参画のあゆみ	8 3
資料 2 市民オンブード一覧	8 4
資料 3 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱	8 5
資料 4 市民オンブード・サポーターズ一覧	8 7
資料 5 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ設置要領	8 8
索 引	8 9

※目次・本文中、各項目末尾の＜〇〇課＞の記述は、担当課等を示します。

各課へのワンポイントメッセージ

部・室	課	ポイント
危機管理室	危機管理室	防災フェアに父親(男性)の参加を、そして自主防災会に高齢男性以外の参加を促す工夫を。老若男女すべての層の地域に根付いた防災意識づくりに引き続き努力を。
総合政策部	広報課	昨年度より大きく、そして継続的に「男女共同参画」推進に係る動きの広報を。
総務部	人事課	「市庁からはじまる『男女共同参画』社会！」。その担い手の要のひとつとしての働きを期待。
市民部	国際・平和課	伊丹市在住の外国人に対応する唯一の課である。世界の男女共同参画施策に敏感になっていただきたい。
	生活安全課	伊丹市の犯罪抑止力となる活動を市民も巻き込んで一層活性化して頂きたい。
	市民相談課	女性が気軽に相談できる工夫をお願いしたい。
	まちづくり課	出前講座が市民啓発に活発に用いられるよう、具体的に、より積極的に動くことを期待します。(昨年度報告の再掲)
	消費生活センター	消費者トラブル防止講座など、市民を集めて啓発するのみでなく、市民の方へ出かけて行って啓発するスタンスをとっています。非常に望ましいです。相談員自らが講師となり、生きた情報を市民に伝える方法も評価できます。今後も継続を期待します。
	生活環境課	男性の団体活動への参加、地域男性の日常のエコロジー生活への意識付けを進めるにはどうしたらよいか等を、関連団体とともに考え実行して行くことを望みます。
	環境保全課	審議会については、選考基準に「男女共同参画の視点から・・・」と明記しており、2010年秋より40%達成の予定。素晴らしいです。他の各種委員についても「エコは女性、環境は男性」との住み分けを変えるべく(まだ数字には出ていないが)努力中。市民の中に多くの人材は隠れています。引き続きの努力を期待します。
	男女共同参画課	同和・人権室と共に、まちづくり課と並んで多くの市民と交わる市庁舎の表通りへ！テキスト「男女共同参画に関する表現指針」を片手に庁内啓発を。
健康福祉部	地域福祉課	社会福祉協議会と連携し、団塊の世代や若い力の活用に力を入れていただき、地域の福祉力をアップする仕掛けづくりを。
	障害福祉課	男女共同参画の視点を取り入れて伊丹市が誰にとっても住みやすい街になるように力を合わせていただきたい。
	健康福祉課	誕生から老後まで、市民の健康と深い関わりのある課です。思春期の子どもたちへの積極的な講座の開催をお願いしたい。

各課へのワンポイントメッセージ

部・室	課	ポイント
健康福祉部	住宅課	配偶者暴力支援センターの設置に伴い、重要な受け皿となっています。被害者支援の立場で住居の提供をお願いしたい。
	高年福祉課	伊丹市の高年福祉は施策が進んでいます。高齢者が自己選択、自己決定のできるような施策を益々進めていただきたい。
	介護保険課	リーフレット等のイラストに『医師は男性、看護師は女性』というイラストが散見された。固定的役割分担の刷り込みになるので差し替えが必要です(伊丹市の表現指針に抵触の恐れあり)。
こども部	こども企画課	次世代育成支援行動計画『愛あいプラン』作成において、ワーク・ライフ・バランスの推進を重点事業として取り入れたことを評価します。ただし、計画の一部(p.52)が「働きたいと望む女性」のためと書かれているのは、国の施策方向(策定中の第3次男女共同参画基本計画の「基本的考え方」と反し非常に残念です。今後、この計画を周知・実行するときには国の新しい計画によりこの部分は変わっていることを念頭に行動することを望みます。
	保育課	子どもが正しい人権意識を持つためには、保育士への研修が大切です。男女共同参画について、市立だけでなく民間保育所(認可・認可外)の保育士への教育の充実を実現するためにはどうしたよら良いか、考え、実行していただきたい。
	子育て支援課	子育てへの父親参加を促すための工夫がなされている。ファミリーサポートセンターの認知度が低いのは残念。積極的行動を期待します(去年の再掲)。
	こども福祉課	児童虐待に対応する子どもの命にかかわる課です。市民への周知と協力を呼び掛け、人ごとではなく我がことであるとの意識を浸透させていただきたい。
	家庭教育課	子どもの健全育成が大きな課題です。地域の幅広い層に呼びかけ、偏りのない家庭教育の推進をお願いしたい。
	青少年課	青少年育成を担う職員、リーダー、ボランティアの方々へ、「男女共同参画」社会づくりへのさらなる意識の深化を期待。
教育委員会	職員課	市長部局外であるが、学校における女性管理職の割合を高める努力を。仕事と家庭の調和施策が進展すれば、男性の家庭責任と共に女性の仕事責任も問われてきます。
	社会教育課	数ある子育てプログラムの中に、ひとり親と子へのまなざしを。学校・生涯教育に関係するあらゆる団体・組織のリーダー、委員会等への女性の積極的登用を(0%の解消)。
	図書館	いつでもどこからでも出会いたい本。記念日には男女共同参画に係る楽しい本の展示を。
	中央公民館	全市民対象の文化発信の基地としての自負と使命と実践を期待。
	人権教育室	人権教育の核となる課です。敏感に人権問題をキャッチしての講演会や研修への取り組みを評価します。

各課へのワンポイントメッセージ

部・室	課	ポイント
教育委員会	学校教育担当	今後も男女共生教育を中心に据えて、教育の推進をお願いします。
	総合教育センター	子どもと子どもを取りまく親への細やかな対応がされています。教職員研修には今後も男女共同参画に関わる研修を積極的に取り入れていただきたい。
	少年愛護センター	子どもの目線で非行防止を行っています。市民の力を生かして青少年愛護に一層取り組んでいただきたい。
	保健体育課	2012年度より中学で武道が必須になるに伴い、従来の男子柔道に加え、女子なぎなたを導入する流れとのこと。なぎなたの導入は伊丹の特徴を生かしていて望ましいですが、「男子柔道・女子なぎなた」という性による分類は男女共同参画の考えに反します。再検討を要望します。
	スポーツ振興課	スポーツリーダー養成講座ではH17,H20に男女共同参画講座を実施したことを評価します。毎年難しいとのことですが、講座の中に10～20分のミニ講座の形で毎年入れるなど、工夫の方法が無いのか検討を望みます。講座は基本託児付きが望ましいです。まちづくり課では申し込みが無かった場合キャンセル料がかからない方法をとっており、これを参考にしてください。
都市創造部	商工労働課	ワーク・ライフ・バランスや就労について良い講座を行っています。より多くの受講生が集まるよう、募集に工夫を。講座は託児付きに。2009年度下期に工業系企業の実態・意向訪問調査が行われました。結果を詳細に分析し、有効に生かしてほしいです。来年度報告を期待しています。
	農政課	女性リーダーとなる人材が多く育ってきています。意思決定機関への積極的参加を促してほしいです。平成21年度に「農家女性の就業用件の実態等に関するアンケート調査」を実施。平成12年度のアンケートとの比較も含め、十分分析した後、それを受けて何を行うのか、来年度報告を期待しています。
その他	スポーツセンター	男女を問わない自分に合った資質と能力の発見ースポーツは自信と自尊に連なるひとつの手立て。ジェンダーの視点に立つスポーツ界の民主化ー男女の平等と人権尊重への継続的尽力を。
	社会福祉事業団	高齢者にとってなくてはならない事業団です。人権尊重、尊厳の擁護、家族への配慮はまさしく男女共同参画の理念の実行といえます。ヘルパーの処遇が少しでもアップするよう努力をしていただきたい。
	社会福祉協議会	福祉の要となりボランティアの推進など重要な役割を果たしています。男女共同参画の視点で誰もが住みやすく、自己選択、自己決定できる事業の展開をお願いしたい。
	消防局	男女ともに育児・介護休暇をとりやすい職場環境づくりを。
	交通局	伊丹市の女性運転手は近隣市のパイオニア的存在で、今は阪急タクシーや阪急バスにも女性運転手がいますが、その先駆けとなりました。乗客の評価も高く、これからも期待します。
	市立伊丹病院	病院内の掲示物に『医師は男性、看護師は女性』というイラストが多数ありました。固定的役割分担の刷り込みになるので差し替えが必要です(伊丹市の表現指針に抵触の恐れあり)。



1. 子育て

こども部は部内の各課の連携がとてもよく取れていると感じます。次世代育成支援行動計画の実行においては、部外の課との連携も重要になってくると思われるので、部内で培った連携のノウハウを生かしてがんばってください。

役所内でよくみられる組織の縦割りに縛られた、非効率的な仕事のしかたを変えていくロールモデルになることも期待しています。

1-1 子育て支援

【次世代育成支援行動計画・愛あいプラン】

伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画を策定し、平成22年4月より施行されました。改定の柱の一つが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）であり、男性の働き方の見直しにも重点を置いていることを高く評価し、かつ難しい項目と思われるからこそ行政の手腕を期待したいです。

次世代育成支援推進協議会がこの計画の実行を年2回検証しているとのこと。第3者の目で検証する制度は好ましいです。ただ伊丹市の場合、第3者の検証システムがあると、行政がそれに頼りすぎる現象が起りやすいようです（注：こども企画課がそうなのではないです。このあたりは今回ヒアリングしきれませんでした）。

行政の代わりに協議会が検証を行うのではなく、まずは自ら実行・検証・反省点のフィードバックを常に行い、その仕事の成果を協議会が検証することでより質の高い仕事ができるシステムになっていることを期待します。

来年度は、協議会の検証の様子や協議会委員の意見もうかがえればと思います。

計画の一部（p. 52）にその施策が「働きたいと望む女性」のためと書かれているのは、新しい国の施策方向（策定中の第3次男女共同参画基本計画の「基本的考え方」）と反しており非常に残念です。今後、この計画を周知・実行するときには、国の新しい計画によりこの部分は変わっていることを念頭に行動することを望みます。

<こども企画課>



【ファミリーサポートセンター事業】

利用者にとっては非常に助けられる制度です。窓口担当者の働きも大きく援助の輪は根付いています。会員数も阪神間の他市と比べて非常に高いです。（1位は神戸市）



ただし、市民の認知度があまり高くなく、対象市民全体から見ると利用率が低いです。認知度アップを目指して4カ月検診時に情報提供。平成22年度はファミサポ便りやチラシを増刷し、みんなの広場やそだちの広場でも配布してPRを行いました。

もっと積極的に効果的なPR方法もとってはどうか。例えば、『幼稚園・保育所の入園前説明会の日、生活発表会、小学校の入学説明会の日、保健センターの3歳児検診や予防接種の日に職員が出向き、事業の説明をし、受け付け机を出してその場で受け付けをする』などはどうでしょうか。協力会員についても、その対象になりそうな人の集まる場所に出向き、説明や受け付けはできないでしょうか。担当者で良い案を考え実行していただきたいです。

また、平成16年3月 ファミリーサポートセンター事業について

の实地調査では、設問があいまいなため、正確な認知度が分かりませんでした。平成20年度次世代育成支援に関するアンケート調査では、認知度調査の設問にファミ

区分	2007年度末 (H19年度末)	2008年度末 (H20年度末)	2009年度末 (H21年度末)
協力会員	240	268	305
(うち男性会員)	8	10	18
依頼会員	1,183	1,262	1,353
両方会員	347	361	368
合計	1,770	1,891	2,026

リーサポートセンター事業がありませんでした。残念です。何らかの方法で正しい認知度を調査する必要があります。人数は少ないものの、男性会員の増加は努力工夫の成果だと評価します。

<子育て支援課>



【地域子育てに関する事業】

子育て創生事業として、平成 21 年度後半より子育てサークルと行政が協働で企画し、講座・イベントを県の助成金で行っています。父親参加は土・日曜日開催時に 10 人程度ありました。日常から父親参加を促すさまざまな工夫がなされており、むっくむっくルームへの男性参加の機会が増えていると実感しているとのこと。平成 21 年度は 716 人でした（平成 21 年度よりカウントを開始）。

父親の育児参加について、以前より力を入れており、今回の活動も含め大きく評価します。

主催者として活動成果を見る大切なデータの一つであるので、今後はイベントごとに参加者の男女別人数（大人子ども別）は記録するようにしていただきたいです。

また、現在子育て支援拠点に来ていない家族への男性の育児参加の推進についても、今までのノウハウの蓄積を活用して検討・実行していただきたいと思います。

＜子育て支援課＞

【児童虐待防止】

児童虐待通告に関しては地域の協力が必要になります。通報があっても調査をしても普通のしつけの範囲と確認できない場合もあり、非常に困難でデリケートな問題を含んでいます。しかし地域の市民からの情報がないと動くことが出来ないで、気になったときは情報の提供や通告をぜひお願いしたいとのことです。時間外でも職員は動いています。平成 21 年度は、実数 1,389 件の処理件数があり、継続支援につながったケースもあります。のべ対応件数は 8,884 件にのびります。平成 20 年度からは少し減少傾向にあるようです。

平成 21 年度は下記のような内容の研修が行われました。

伊丹市要保護児童対策地域協議会主催の研修

① 全体研修

- ・ 関係機関職員対象「DV・親権を守るために」
- ・ 一般市民対象「地域でできる子育て支援講演会」

② 個別研修

- ・ 出前講座「しつけと虐待」
- ・ 歯科医師会「虐待事例を用いたグループ討議」

研修を受けた人は必ず研修報告の回覧をしています。（課内）内容によっては他の部署にも回し、内容の共有を図っています。

子育て相談ホットラインが廃止となり、より専門的な窓口に移行しました。

こどもの病気、保健に関する相談については、年中無休の無料対応の、いたみ健康・医療相談ダイヤル 24（0120－783－990）・児童虐待・子育ての悩みは、川西こども家



庭センター児童虐待 24 時間ホットライン（072-759-7799）に連絡することが出来ます。緊急の場合は警察にかけます。

児童虐待は相談員も深くかかわるハードな仕事です。相談員のバーンアウト防止のための対策は、研修に参加する、通告の対応はケースワーカー、相談員の 2 名で行う、会議を 1 週間に 1 回行い、ケースの状況を確認し、ひとりで抱え込まないようにするなどの工夫をされています。子どもの保護が必要になった場合の権限は児童相談所にあるので、川西こども家庭センターと連携して行っています。また保護施設は県内の施設が利用されています。



また DV は児童虐待とも密接な関係にあり、緊急一時保護の体制は配偶者暴力支援センターとの連携で被害者を受け入れています。被害から逃れても母子が自立するためには継続した支援が必要になります。

DV や児童虐待の被害者支援のためにされている事業として、川西こども家庭センターがペアレントトレーニングを行ない、母子相談員の相談も実施されています。

今後も社会問題として DV や児童虐待の相談が必要と思われますが、児童虐待の相談体制充実のためにされていることは、次の通りです。

- ・ 発達障害の研修。家庭相談員の研修で性的虐待研修。
- ・ 阪神北地域、阪神南地域、丹波地域で研修があり、相談員同士の連携も考え、伊丹市は全員参加の体制をとっています。

男女共同参画の視点の研修は DV についての話があり、PTA 連合会、伊丹市人権・同和教育研究協議会に参加し、人ごとではないと気付くなど反応がよかったようです。花里小学校では、好評であったため単独でも講演会を実施しています。今後もまんべんなく浸透させて、児童虐待の抑止のために人権課題として取り組みを続けていく方針です。

地域力がとても大切になってきます。対応が多様化しているため市民への周知は困難を極めています。市民にもはっきり見えてきて、手が届く身近な問題にし、様々な領域からの協力体制を構築していく必要があると思われます。例えば困った時にすぐわかるような相談先リストをつくるなど、広報、ホームページだけでは行き渡らないと思われるので、社会問題のアピールによって市民の意識啓発をする必要があります。

地域力アップに民生委員の力は大きいとオンブードは感じています。地域の見守りと連携を強化していくことが必要です。若い世代への DV の予防のためには、デート DV の啓発も必要と思われます。

＜こども福祉課＞



【講演・研修など】

課職員や管轄の拠点職員への研修は工夫して積極的になされていると思います。むっくむっくの一部など、子育て支援課以外の課が管轄している子育て支援拠点職員への研修が、円滑でないように感じました。どう工夫すれば研修が可能か(職員のレベルアップが可能か)を考え、実行していただきたいです。

＜こども部＞

1-2 保育所

【待機児童】

平成 21 年 4 月 1 日での待機児童が 3 年ぶりに発生しました。

保育所待機児童数(要保育) (単位:人)

	2008 年度 (H20 年度)	2009 年度 (H21 年度)	2010 年度 (H22 年度)
4 月	0	9	0
7 月	27	42	23
10 月	95	81	
12 月	159	131	
3 月	227	183	

保育所待機児童数(暫定+要保育) (単位:人)

	2008 年度 (H20 年度)	2009 年度 (H21 年度)	2010 年度 (H22 年度)
4 月	180	217	147
7 月	231	275	*1 119
10 月	336	317	
12 月	417	344	
3 月	462	397	

要保育:育休明け、就労(35 時間以上:内定も含む)、

単親(就労)/暫定:内定一時短(25 時間から 35 時間)、求職、単親(未就労)

*1 平成 22 年度に待機児童が減ったのは、徹底した追跡実態調査を実施したため。

市外転出や、幼稚園入園等で、保育所入所申込みの取下げが 42 件あった

市の方針として、待機児童の解消に最優先で取り組むとのこと。平成 21 年度で定員数は 75 人増加し、平成 22 年度から 5 年間で認可保育所の定員を 340 人増員する計画とことです。保育ニーズが急増しています。伊丹市は其中で非常にがんばっていることを評価し、引き続きのがんばりを期待します。

保育所定員の変化

(単位:人)

年月	保育所	定員増加	認可保育所全体の定員
2009 年 4 月	夢の木保育園オープン(定員 45)	45	2,025
2009 年 4 月	伊丹保育所(定員 90→110)増	20	2,045
2010 年 1 月	クレヨン保育園(定員 35→45)増	10	2,055
2010 年 4 月	伊丹クレセール保育園オープン(定員 60)	60	2,115



また、定員増加の中には敷地面積や床面積を増やさずに定員のみ増やしている保育所があるのではないのでしょうか。加えて、平成22年7月1日現在で充足率111%（最高は西野の風の子保育園の130%）です。これらは保育環境の悪化につながるもので、解消することを念頭において行動すること期待します。



夢の木保育園



伊丹保育所



クレヨン保育園



伊丹クレセール保育園

<保育課>

【新・保育の道しるべ】

新保育指針「保育の道しるべ」作成中。その中の保育の基本方針に「男女共同参画の理念を重んじ」という言葉が入りました。保育士の自己評価チェック表にも「男女共同参画に配慮しているか？」の設問が入っており、評価したいと考えます。

<保育課>

【職員研修】

①CAP・・・平成22年12月に公私立保育所、児童福祉施設（つつじ、きぼう、カル



ミア）、認可外保育所、保育課職員対象にCAP研修を予定。270名ぐらいの参加を予定しているとのこと。公立では7年ぶりの実施になります。

民間保育所では、毎年CAP講習を続けている保育所もあります。引き続きの研修を期待します。

②人権研修・・・毎年行い、民間保育所、認可外保育所にも案内をしています。

内容は保育課と研修担当の所長・副所長が決めます。子どもの人権を守る、人権を育てる内容になっています。

平成21年度の研修参加者数は250人（スワンホールほぼ満員）。そのうちの1/3～1/4が民間保育所。内10人が認可外保育所。良く来てくれたと考えているとのこと。

公立での研修は充実していると感じます。ただ、民間保育所、認可外保育所の参加をより一層促していただきたいです。職員のやりくりの関係で来てもらうのが難しければ、保育課が男女共同参画課職員などの講師を連れて、保育所に行ってそこで研修することも検討できないでしょうか。

子どもは6歳までで基本的な人権の考えを持つので、人権意識を正しく持たせるためには、保育士の研修がとても大切と考えます。

③DV研修・・・年1回、DV・虐待についてシリーズで研修している。研修に来た職員が職場に戻って各職場で伝達研修を行うことにより、すべての職員が学んでいるとのこと。

【男性保育士】

子どもが一日の大半を過ごす生活の場である保育所において、保育士が女性だけでなく男性もいることはとても大切です。保育課や各公立保育所もそのことは十分理解しているとのこと。平成21年度は保育士採用について、人事課に保育所に男性が必要なことを説明したり、市ホームページの人事課の職員採用ページに男性保育士の写真とコメントを掲載するなど、具体的な行動を行ったことを評価します。

平成22年度の採用13人の内、男性は2人。応募129人の内、男性28人でした。市のホームページを見て申し込んだという学生もいました。現在、公立保育所の保育士は102人中男性が4人です。

男性の受験者が増えるようにより一層積極的な方法も検討してほしいと考えます。例えば民間企業がしているように、男性保育士によるリクルート活動や、男子学生に的を絞った説明会など検討して頂きたいと思います。

＜保育課＞＜人事課＞



1-3 家庭教育

【家庭教育・父親参加】

家庭教育課では、男性の子育て参加促進を行っています。草の根家庭教育事業では、入学説明会に参加する父親の姿が多く見られるようになりました。両親と子どもで参加する姿がよくあります。小学校入学説明会では、腹話術を使った人形劇で、基本的な生活習慣を子どもと保護者に伝える内容で20分を行います。

中学校の入学説明会は伊丹のことをよく知っている元学校長の和久一美氏の講演がこの3年間行われています。

家庭教育関連の印刷物が多くありますが、大いに活用していただきたいです。ただ配るだけでなくどのように活用されているのかが気になります。

家庭教育アドバイザー事業、『家庭教育ボランティア研修会』の充実、『男性への子育て参加についての啓発』を行っています。

連携支援委員会を立ち上げ、メンバーは市内の様々な組織から推薦により募っています。家庭教育ボランティアが約30名いて、男女の構成比は半々です。30名のうち男性は地区社協やPTA、老人クラブから、60代専業主婦まで様々です。家庭教育ボランティアの研修会では、もっと父親の積極的な育児参加を求める声も出てきます。

できれば職業経験者や定年退職を迎えた団塊の世代、また40代50代の子育て経験者などの幅広い構成メンバーで組織して頂きたいと考えます。

【みんなの広場・家庭教育出前講座】

・みんなの広場では、アドバイザーは親近感を持ってもらえるよう担当する園をほぼ固定しています。おねしょがとれないなどの相談を受けています。

・11月の子育て支援フェスティバルではアドバイザーコーナーを設けて人気のコーナーになりました。家庭教育出前講座では、子育てグループや公立幼稚園等から派遣要請があり、出前講座を幼稚園、学校、PTA等の依頼を受けて実施しました。

【児童くらぶ】

・平成21年児童くらぶ事業

(課題)・放課後、就労等により適切な保育を保護者から受けられない児童が増えています。

指導員の多くは生計を主にしていない働き手である48名の嘱託、39名の臨時職員で計87名です。臨時職員は定年が決まっておらず、テストがなく、現在最高齢の人は63歳です。嘱託職員はテストがあり、60歳が定年です。

・女性の多い職場ですが、アルバイトの男性が1名と今年新たに1名で現在2名在職し



ています。嘱託の応募は男性が2名ありましたが、合格に至りませんでした。少しずつではありますが興味を持っている人が増えています。

学校の先生を目指す20代の方や、また教育学部の院生などへ声をかけてみてはどうでしょうか。

・開所時間は授業終了後～17:00。夏休み、冬休み、春休みは朝から夕方までで、延長保育は17校中9校が行っています。障がいのある子どもを預かっているくらぶには、必要に応じて加配指導員がついています。

・児童くらぶの子どもの数は増えているのでしょうか。

利用者が地域で偏っています。伊丹小学校は普通教室2カ所を使っているが134人の登録で定員80名を遥かに超えています。

全体では平成20年度がピークで、平成21年度、平成22年度は減っています。平成20年度1,134名→平成21年度1,033名、定員は1,025名。小学生の基礎児童数が減っています。小3は小1・小2に比べて減少する傾向にあります。

・児童虐待防止のため啓発

毎月研修を実施しています。年間では命にかかわることとして救命講習を、他に特別支援、遊びやゲーム、人権（いじめ、虐待）の研修を年間12回実施し、レベルアップを目指しています。児童くらぶの指導にも専門家の指導を受ける機会を設けていて、各くらぶに来てもらい、全くらぶで実施を予定しています。このような研修がレベルアップにつながっています。また、児童虐待の報告が増えつつある中で早期発見、早期介入に努めています。

【地域の居場所づくり】

放課後子ども教室は地域の中とする事業です。放課後子ども教室は平成19年度から開始され、17校区中花里、伊丹、桜台の3カ所で実施しています。安全安心な子どもの居場所として、小学1年～6年が対象ですが、高学年は来ない状況です。

高学年から中学生の居場所が必要と思われます。対応策を今後考えていただきたいと思います。

＜家庭教育課＞

1-4 病院・母子健康

【父親の家事育児参加の啓発について】

①講座・・・パパクラスは男性が参加しやすいよう土曜日に開設。沐浴室で人形を使った実習もあり、実施12回（参加62組）とクラスはほぼ満員です。平日のパパママクラスも受講256人中 夫46人と父親の参加が多く、夫立ち会い分娩は136件（経膣分



娩の 51%) あり、パパママクラスやパパクラスの受講が立ち合いにつながる効果を上
げているとのこと。

- ②新生児とのふれあい・・・NICU 入院ベビーで可能な状態の時には、新生児を父親の
胸に直接のせて実感してもらったり、新生児と家族が同室で過ごしたり、退院前に我
が子の沐浴体験をしてもらったりする取り組みが行われている。参加希望者も多く、
好評とのこと。

このように早い時期に、助産師・看護師のサポートという安心の下で子どもとの触
れ合いをスタートできることは、父親としての実感や育児への心構えを生み出すため
にとっても有用なことと考えます。

- ③健康福祉課・・・これまでしかけをしてきたことの成果が徐々に出ています。母子手
帳の交付、予防接種、乳幼児健診に父親の参加や家族での参加が増えています。

- ・平成 16 年度からパパママ育児セミナーを実施
- ・土曜日に開催するセミナーには男性も参加があるため、今年度も土曜日で検討して
いる。

このように妊娠期からの知識を男性にも伝える場は必要であり、継続を期待します。

＜市立伊丹病院＞＜健康福祉課＞

【パパママクラス用テキストの改定】

平成 16 年発行の旧版が改定され、平成 22 年 5 月に新版が発行されました。

旧版に残っていた「ご主人」「奥様」等の言葉が無くなっただけでなく、「本来妻が
すべき家事育児をしてもらうため夫にお願いをする」「妻のすべきことを夫が手伝っ
てあげる」という視点から、「話し合い、理解し、相手のことを思いやって役割分担し
よう」「いままで家事育児をしていなかった男性もこれを機会に積極的に協力しよう。」
という視点に変わったことを大きく評価します。

＜市立伊丹病院＞

【発行物・掲示物について】

- ポスター等のイラストについて

病院の外来に貼ってあるチラシについて。“医師は男性、看護師は女性”というイラ
ストが多く、市民に対する性的役割分担の刷り込み（ジェンダーの再生産）になる可
能性があります。市民の方からも、実際は女性の医師や男性の看護師もいるのにおかし
いとの声が届きました。

伊丹病院からは、イラストはネット上のフリー（無料）素材を主に使っているの

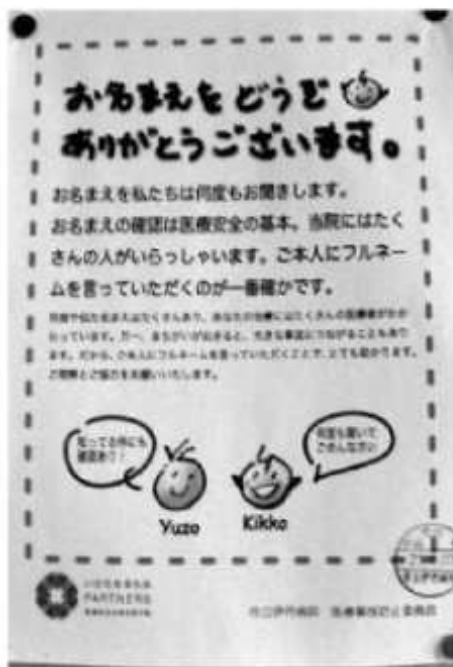


後使用時に注意したい、また、市の表現指針をネットで各職員が見られるように改善するとの前向きな返答をヒアリングの場で頂きました。

男女共同参画課職員を講師にして「男女平等に関する表現指針」の冊子を用いて勉強会を行い、なぜそのイラストが良くないかの理由を周知する必要があると考えます。



“医師は男性、看護師は女性” というイラストのある掲示物の一例



←ヒアリング後、すぐに一部掲示物の修正が行われました。

気づきがあればすぐに対応する姿勢は素晴らしいと思います。

<市立伊丹病院>



2. 学校教育

2-1 教職員

【研修】

昨年行った研修では、セクハラやパワハラも含め、男女共同参画の視点で人権にかかる研修会を継続的に行っています。男女共生教育に関しては、「人と人のつながりを大切にした教育」をテーマに男女共生の視点を交えた内容で研修を行い、教職員への啓発に力を注いでいます。

人権教育新任研修会「学校の中の男女平等～人権と教育の両側面から～」では、お互いを尊重するコミュニケーションの取り方やスキルを学ぶワークショップを実施し、男女共生にかかる教育が積極的になされています。実際の教員の感想の中に「幼児期という人生の根っこの時期の子どもたちに男女平等の感覚を子どもたちに伝えていくことが出来るように、機会を逃さず有効に活用したい」「男女の区別をすることを無意識にやっている事に気がついた。改めて意識したい」「被害者や加害者にならないように」「人間、だれもが平等なのだということをきちんと教えていきたい」等の感想があり、実際の教育の現場に活かす研修となっています。

学校教育の場は男女平等教育が最も進んでいる所と考えます。教育者自身の意識啓発は必至です。今後も職員対象に意識啓発の研修など、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

＜学校教育担当＞＜総合教育センター＞

【女性リーダー登用】

次の世代育成のために、ミドルリーダー養成研修を実施しています。研修参加者 48 名中 18 名が女性です（37.5%）。学校管理職への女性登用につながる事を期待します。

＜総合教育センター＞



年度	受講者数	女性教諭	割合
平成12年度	63	23	37%
平成13年度	56	16	29%
平成14年度	59	13	22%
平成15年度	52	15	29%
平成16年度	41	10	24%
平成17年度	46	14	30%
平成18年度	50	15	30%
平成19年度	50	19	38%
平成20年度	52	22	42%
平成21年度	43	17	40%
平成22年度	48	18	38%

ミドルリーダー養成研修受講者の女性割合



2-2 教育課程

【男女共生教育】

伊丹市では平成21年6月に「伊丹市男女共生教育ハンドブック」を発行し、男女平等教育に積極的に取り組んでいます。「はじめに」のところには、国が策定した「男女共同参画基本計画」の取り組みの推進を明言し、早くから男女混合名簿を採択していることや、「人権教育の一環として、男女共生教育の授業づくり」に積極的に取り組んでいます。また男女共同参画社会の形成に向けて、学校教育の果たす役割が大変重要、と言及しています。具体的には固定的な役割分担の払しょく、職業選択の自由、多様性を認める、身近なジェンダーなど、具体的なワークシートなども掲載され実際の授業でも使いやすく作成されています。

教育の現場に男女共同参画の理念を生かし、伊丹で育つ子どもたちに男女平等の意識が深く浸透していくことを願います。

＜学校教育担当＞

【トライやる・ウィーク】

県下では中学2年生を対象に、職業体験として事業所に中学生が体験学習に行く「トライやる・ウィーク」を実施しています。伊丹市においても、市内や近隣の他市にて各種事業所の協力を得て中学生が体験学習に出向きます。多くの職種があり、自分の決めた職種を選んで体験を積むことは大きな成果を生む学習の機会となっています。5年前のオンブード調査の時には、男女の集計が一緒になっていたため、男女によって選択する職種がわからない事を指摘させていただきました。以後男女別で、選択する職種が分かるような集計となり、興味深い内容となっています。スポーツ関係、消防署、警察などは圧倒的に男子が多く、美容、ペットショップなどは女子が多いものの、パン屋、ケーキ屋など、数は少ないですが、男子も選んでいます。また自動車の販売やガソリンスタンドを選ぶ女子もいます。保育園や幼稚園は男子も女子も積極的に選んでいて、介護や福祉は男子の割合が多いようです。

男女にかかわらず固定的な役割分担に捉われない選択肢が自分で選べるように多岐に渡っていると考えられます。しかし友だちの目を気にして本当に選びたい職業を選べたのかは気になるところです。自分の本当にしたいことを選べる環境は特に大切と考えます。

＜学校教育担当＞

【相談・連携】

相談窓口の連絡・連携の充実のために取り組まれていることは、次の通りです。



・不登校、発達の遅れなどの教育相談は総合教育センターで実施しています。13 名の臨床心理士、言語聴覚士等（10 名が女性、3 名が男性）で対応しています。

・学校へ行きづらくなっている児童生徒に対しては、適応教室「やまびこ館」に指導員を配置し、学習やささまざまな集団活動を通して、児童生徒が学校へ復帰するための支援を行っています。また、総合教育センター内に第2 適応教室「学習支援室」を設け、学習指導を通して子どもの気持ちに寄り添いつつ、学校復帰に向けたサポートが行われています。

・大学院生等によるメンタルフレンド派遣システムもあり、年齢の近いお兄さん、お姉さんがサポート役となり、引きこもりがちな児童生徒の自宅を訪問し、会話をしたり遊んだりする中で、学校復帰に向けた心の回復支援を行っています。

・保護者を対象にした「不登校を考える親のつどい」を、年2 回継続して行い、保護者同士、仲間の存在が、困難さを和らげることに繋がっています。

・電話相談のほかに、予約制で面接相談も行っています。子どもの問題は両親の関係や幼児期の虐待などが影響する場合もあり連携が重要です。

子どもや親を孤立させないために、今後も充実した相談体制を期待しています。

＜総合教育センター＞

【幼稚園、ほかの取り組み】

平成 21 年の人権教育推進計画では、自分を大切にまた相手を大切にして、命を大切にする「人権教育の目標」が立てられています。また保育実践の計画では、○自尊感情を育てる○違いを認め合う○自分の気持ち・考えの表現○命を大切に○多様性を認める、とあります。保護者への啓発や職員研修にも重点が置かれ、教職員の人権意識を高める事を目標に挙げています。

伊丹市では2 分の一成人式を行い、小学 4 年生が集いました。20 歳の折り返し地点で自分が生まれて、育ってきた過程を振り返る機会になっています。自分の命の尊さや周りの人への思いを新たにしますが、今の社会の中で将来に夢や希望の持てる教育が必要であると考えています。

伊丹市の人権教育をベースにした教育によって 10 年後、20 年後を視野に入れ、男女共同参画の実現に繋げていただきたいと思います。

＜学校教育担当＞

【武道教育】

平成 24 年度からの中学での武道の必須化に伴い、今まで武道のなかった女子に「なぎなた」を導入することとなり、先行して平成 21 年度 1 校（平成 22 年度 2 校）で開始しました。今まで男子のみに武道を履修する機会が与えられていたところに、24 年度より男女とも武道を履修できることになったことは喜ばしいことです。また、伊丹の伝



統を生かしたなぎなたの導入は大変興味深く意義のあることです。



しかし男子は従来のみで、女子にだけ「なぎなた」のみを導入した結果、男子柔道(剣道)・女子なぎなたと分けられてしまうのではないかと懸念があります。



男子のみ(女子のみ)しか経験できないことは避けたいです。できるかぎり男女共同参画社会基本法や伊丹市男女共同参画計画の考えを考慮して推進していただきたいです。伊丹で開催している全国高等学校なぎなた選抜大会では男子の部も設けたとのことであり、良い男女共同参画の視点をもっているので期待するところです。

夏休みおやこ料理教室を開催。市内6校でいずれも平日開催。各々親子20組が参加。男性保護者はそのうち1組。子どもの男女別はカウントしていないが、女子6割男子4割くらいでした。

親子で食について考える良い企画ですが、父親参加が非常に少ないのが残念です。「子どもが最後まで自分であることを経験すること」が目的なので父親参加は意識していないとのこと、父親の家事・育児参加を働きかける良いチャンスなので、ぜひ検討していただきたいです。

また、男女別参加人数を正しく把握することは大切です。次年度からは保護者・子ども共男女別人数を記録し、もし偏りがあれば無くなるようにしてください。

<保健体育課>

2-3 性教育

【学校での性の健康教育】

昨年度ヒアリング時に「安易な性行為に走らないように、そのことによるリスクをきちんと教える必要がある。負の現場をよく知っている看護師さんによる指導も適していると思われる」とオンブードから意見を出しました。それに対し、平成21年度は保健の担当者会でこの内容を周知し、この主旨を汲んだ講演を市立伊丹病院助産師さんにしていただいたとのこと(桜台小、笹原小、市立伊丹高)。

今後も命の尊さだけでなく、安易な性行為により自分が深く傷つく現実と、身を守る大切さをこれからも教育し続けていきたいと思っています。

<保健体育課><市立伊丹病院>



【CAP】

CAP 講習会は伊丹市安全対策事業として6年前から導入されています。昨年までは導入時(平成16年度)に低学年の被害者が出たため小学1年生に実施していました。今年度はCAP子どもワークショップを小学校で受講していない6年生を対象に実施しています。子どもたちと暴力防止について「何が出来るか」話し合いながら進めていく授業で、「いじめ」「誘拐」「知っている人からの暴力」で構成されています。被害者にも加害者にもならないために、お互いの人権を尊重する人権教育のプログラムでもあります。また傍観者にならず、友だちの力になることをロールプレイに参加して学びます。

伊丹市は全小学校にて実施していて、アンケート集計の結果などからも好評な事業となっています。

<保健体育課>

2-4 地域と学校、PTCA

【PTA】

「社会教育法」という法律上、社会教育関係団体への干渉は社会教育課は認められていないとのことで、その団体であるPTA連合会への啓発(施策番号2-12)の実行に困難を感じているようです。このことは報告書で毎年課題として上げられています。

この中で、今年度は男女共同参画課職員を呼んでの啓発等は前向きに考えていこうと課内で話し合いが始まる等、制約を持ちつつも、計画すべきとされた啓発をどうやって実行するか前向きな姿勢が見られます。

男女共同参画課と相談しながら解を見つけていくことを願っています。

昨年度ヒアリングで、啓発の一環としてPTA連合会主催の広報紙セミナーに「広報セミナーで男女共同参画に関する表現指針も取り入れている」との返答を頂きましたが、平成21年度、22年度の内容を確認したところ入っていませんでした。啓発手段として用いる場合は、実行されたかどうかの確認も必要と考えます。

このセミナーは小・中学校のPTA新聞を作るPTA広報部員約100名に対し毎年行っているもので、広報部員が作成するPTA新聞は小中学生全世帯に配られ、小中学生及びその保護者が目にする発行物です。啓発の手段の一つとしてこのセミナーを利用するアイデアはとても良いと思います。

PTA連合会の研修として、平成21年度に人権全体の学習を目的として大阪人権博物館(人権に関する総合的博物館)に行きました。



PTA 連合会の事務所は庁内にあるので、教育委員会事務局との連携が取りやすいことは良いことだと思います。

＜社会教育課＞

また、広報課は紙面作成技術と表現指針は一体と考え、PTA 広報セミナーに限らず、出前講座などで「広報紙の作り方」などについて話す機会があれば、「男女平等に関する表現指針」の内容も盛り込んでいくことを検討してみてはどうでしょうか。

広報課担当の施策には具体的にそこまでの内容はありますが、施策番号 1-1 を広義に解釈して、検討いただけないかと願います。

＜広報課＞



3-1 人権教育

人権教育室は、同和・人権室と同じフロアなので情報交換ができ、男女共同参画課とは密に連絡がとれる事で、密接なつながりがあります。

人権教育室は伊丹市人権・同和教育研究協議会の事務局をしています。人権教育啓発の中心となるところで、セミナー、講座、研修などを積極的に行っています。

【研修・啓発の実績】

ファシリテーター技術を育成するため。伊丹市人権学習指導者養成講座を企画しています。人数が増えすぎても効果的な学びができないので40名くらいがちょうどよく、平成21年度は44名が参加しました。新任主査研修にも位置付け、行政職員の参加が多いですが、人権啓発推進員が中心となる研修ができるのが望ましいと考えています。平成21年度は2日間にわたり、第1回「私の人権・あなたの人権」第2回「ワークショップを組み立てる」第3回「さまざまな課題」第4回「ワークショップを組み立てる」の4回に分けて行なわれました。

伊同教?TA部会全体研修会ではDV問題を取り上げるなど、女性問題を取り上げる研修も企画しています。

- ・人権教育指導員派遣研修は、述べ108回、10年以上続いている研修です。
- ・平成21年度の伊丹市人権・同和教育研究協議会研究大会の講師は南雲明彦さんで「気づきから支援」～ボク、発達障害と生きています～と題しての講演を行いました。全体会343名分科会361名計704名の参加を得ました。
- ・ハートフルステージの講師は酒井美直さん、村上恵さん、館下直子さんで「AINU PRIDE」～私の生きる道～と題しての公演を行い、393名の参加を得ました。
- ・差別を許さない都市宣言制定記念市民集会の講師は李政美さんで、演題「ありがとうのち」と題しての公演を行い、321名の参加を得ました。
- ・その他、あらゆる機会をとらえてDV相談カードを配布しています。

【啓発用教材】

男女共同参画に関する図書やVTRなどの目録は、独自にホームページにアップしています。内容は本、ビデオ等充実していて、時々遠方からも借りたいと申し入れもあります。



す。女性関連では「パワハラ」「セクハラ」「DV」「ワークライフバランス」の利用が29回ありました。(庁内研修を含む)

【性同一性障害】

性同一性障害への差別や偏見を取り除くために具体的に取り組んでいることは、当事者の話を聞く機会を得ましたので、平成23年度には伊同教研究大会において講師を招く予定です。

【人権教育のための国連10年】

「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画の進捗状況は、伊丹市人権教育推進本部会議で最終の意見を集約し、最終作業に入ります。「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画は今年が最終年であり、関係各課の事業展開が人権をベースとしたものになってきています。また、本行動計画が平成22年度9月末終了にあたり、現在新たに「伊丹市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定しています。

＜人権教育室＞

3-2 青少年

【青少年健全育成】

少年愛護センターは非行防止の柱となるところです。伊丹市内での長期にわたる青少年の非行防止に努めてきました。非行防止に特効薬はなく、いじめや非行は時代と共に種類も変わり、これまで通りの業務内容では対応しきれないところがあります。的確な事業は難しいが、目新しいことではなく、周知しています。数字に表れない、目に見えない要因に踏み込むことが重要です。

最も重要なのは命を大切にとの人権教育が必要である事でしょう。何か事件が起こってからの対応では救いあげる事が出来ません。教職員、少年補導委員による登校時見守りを拡大、強化しています。非行だけではなく事故防止も兼ねていて、夜の見回りも警察と連携して行っています。また学校にも協力要請をしています。

男子だけではなく女子の非行が増えている実態があります。喫煙などの場合、指導、注意ではなく優しく話しかけるようにしています。注意をするとキレて暴力に繋がる場合があります。

県の青少年愛護条例が条例の対象とする青少年の年齢は、以前は6歳～18歳が今は0歳～18歳となりました。

広報の周知の効果で、市民からの通報がすぐに入るようになっていきます。見て見ぬふりではなく、青少年の非行防止に関わろうとする意識の表れといえるでしょう。市民の



目があることは大きな抑止力になります。

青少年問題は上からの指導ではなく子どもの人権にも考慮して、座って目線を合わせ、横から話しかける事がポイントです。家庭に居場所がない等の大人の問題が絡んでいて、虐待とも密接に関係しています。

【なやみ相談】

なやみ相談では、少年愛護センターが伊丹市の子どもの相談の要となっています。電話番号と相談時間の印刷されたクリアファイルが、全小中学校児童・生徒に配布されています。

人権はすべての基本でもっとも大事なことです。まずは大人が変わることが大切です。

飲酒、喫煙、薬物乱用、過度のダイエットなどの啓発や研修の取り組み

- ・少年補導委員の研修では、県下の少年サポートセンターに勤務する少年補導職員で結成された劇団に、喫煙している子どもへの声かけや携帯電話を使った「いじめ」などの内容の研修を行いました。（平成 21 年度）

- ・防止教育は幼、小、中、高に必要で、大人の意識が高まればいい方向に行くだろうと取り組んでいます。大人の意識を変えるのが今後の課題です。

- ・研修は本当に来てほしい人がなかなか来てくれない悩みがあります。

地域の見守り

- ・地域の少年補導委員は 135 名（2 名欠員）で、各小学校区 6 名から 10 名います。地域見守りは自治会、地区社協等が中心になって実施の協力をお願いしています。中学校区では学校補導連絡会を年 2 回、小学校区では愛護補導連絡会を年 3 回行い、地域の情報交換を行っています。多くの人の意識を高める事を継続しています。

少年愛護センターの関わる事業は、すべて青少年の命に直結している事業で、男女共同参画の視点で取り組むことが重要と考えます。命を大切に、人権の視点に立ち、まずは大人が変わることで子どもを取り巻く問題の解決につながると考えます。地域との連携を今後も活かして、伊丹市の核として、ますます頑張っていきたいと思っています。

＜少年愛護センター＞

3-3 中央公民館

公民館は、学校と共に地域における新たな文化発信の担い手、その要です。古い歴史的遺産の継承と共に、まちに住む人々に歴史の新しいページを開示し、それを啓発し、共に学習し合う場です。



公民館が歴史的に果たしてきたこのような固有の役割への自負をもって、多彩な事業内容を少し絞り込んではいかがでしょうか。

生涯学習－社会教育に係る中核的機関として、社会生活全般の激変の今日、新たな法・制度の周知と共に、身近で多様な市政の課題や問題解決について住民が共に学び、考え、意見を交換し合いつつ、交流する場であってほしいと考えます。

情報提供にあたっては、差し伸べる住民の手に届くような多様な工夫を願いたいです。また、啓発しやすく、伊丹市民の活動においては核となる施設なので、青少年の健全育成、食育、次世代育成、平和・人権、ボランティア、団塊の世代の地域デビュー、若いお母さん向けの講座、生活に密接に関わる法制度など、公民館には大いに期待したいところです。

以下の人事構成は直接公民館が独自に改善できる課題ではないですが、現在、公民館を構成する職員は、正規職員（7名）と嘱託職員（5名）あわせて12名、正規職員7名の内女性2名、管理職は課長級と副主幹級2名が男性、主査級1名が女性。他に、市民講座の企画を担っていただくグループが30名とのこと。

ヒアリングでは、この人事構成に議論が沸騰しました。「これは、おかしい！と誰も思われなかった、思われないのでですか？」。男女共同参画推進に理解を示される公民館の方々だからこそ発した問いでした。来年度は一步前進、を大いに期待しています。

公民館への来訪者、さらにリピーターを増やすためにも、公民館では女性の感覚を生かしたいと取り組んでいます。市民講座の企画を担っていただく30人の構成にも、年代・関心事等に偏りのないよう、十分配慮していただきたいです。同時に、市政の重要課題である「男女共同参画」推進に関心と理解のある男／女市民の参画は欠かせないと考えます。

公民館においては「女性の魅学」など女性に向けてのユニークな講座もあり連続講座に延べ227名の参加者があり、若い世代から、高齢者にまで幅広く人気があります。年間89事業があり、男女共同参画の視点を踏まえた若い人向けの講座もあります。

高齢者を含む43名の方が地域デビュー応援講座を受講して、23名が地域デビューを果たしました。男性が多く含まれています。

4つのボランティア養成講座には女性リーダー育成を意識していますが、特に男性、女性の区別はしていません。土曜日、日曜日に開催することで受講者数を増やす工夫をしています。

＜中央公民館＞



図書館は市民の知識・情報の重要な源であり、非常に大切な働きをしていると思います。男女共同参画の視点の入った図書について、購入及び利用率の向上をこれからも引き続き行っていただきたいです。

平成 21 年度の図書購入 20,196 冊（約 3,694 万円）のうち男女共同参画関連の図書は 34 冊（82,812 円）でした。図書分類上は 34 冊ですが、絵本・小説・医学・法律・ノウハウものなどさまざまなジャンルで男女共同参画の視点が入った本があるので、実際にはもっと多いと推定されます。

①毎月のテーマ展示

男女共同参画の視点を持った本の利用率を上げるために、毎月のテーマ展示のうちの一つに、「男女共同参画」を取り上げることはできないでしょうか。また、男女共同参画の視点が入った本はいろいろなジャンルにあります（絵本、時代もの、ファンタジー、仕事、介護、健康、こども etc.）。各月のテーマの本を選ぶときに、そのテーマの中で男女共同参画の視点を持った本（その視点を持った作家が書いた本、その視点を持った生き方の登場人物）も取り入れるなどの工夫も取り入れてみてはどうでしょうか。

②図書館ホームページの施設の図書リストへリンクについて

「図書館、学校、地域、家庭などさまざまな施設や団体あるいは個人が相互に協力し、連携して取り組みを進めていくことが非常に大切」「伊丹のまち全体が一つの大きな図書館となるような読書活動」との図書館の理念は、本当に素晴らしいと思います。この理念の下、女性・児童センターを始め、蔵書のある市内他施設へのリンクも貼られています。

ただ、残念ながら以下の 2 点の理由により、現実的にはその活用が難しいと感じます。

①女性・児童センターにリンクされていることが非常にわかりにくい。

②図書リストに直接リンクしていないため、女性・児童センターの図書リストに行くために多くの操作が必要。

これらのことより、利用者の視点に立った使いやすいネットワークに進化して行くことを期待します。

また、「伊丹・本の杜」としてのネットワーク作り理念を掲げる図書館として、リーダーシップを発揮して各施設と連携を取って適切な図書リスト作りや図書リスト画面についてのアドバイスをし、市民が使いやすいネットワークを構築して行かれることが





望めます。

<図書館>

3-5 スポーツ施設

今日、スポーツ界において、男性（向き）のスポーツと女性のそれとを分割する境界線は、急速に薄れていっているようです。子どもも大人も、より多くのスポーツに参画して、性にかかわらず個人の資質や能力を発揮できる機会が大きくなったということでしょう。と同時に、昨今、これまで表面化されてこなかった“スポーツ”と“ジェンダー”の問題が紙上でも語られ始めました。

スポーツ振興課は平成 17 年、20 年にすでにこれらのテーマを取り上げています。今日、講演者を探すことは決して難しいことではなくなってきました。新聞紙上のスポーツ担当女性記者や大学の体育担当の女性教員の中にも研究者はいますし、大学に新設の進むスポーツ・健康に係る学部・学科にもおられるでしょう（立命館大学、武庫川女子大学等）。

女の子も男の子もスポーツを通して、個人としての資質や能力を発見し、それを鍛え、一人の人として自らを誇れる生きる力を養っていく、そのような次世代が育つ拠点のひとつとして、貴課の事業が展開されていくことを願います。

特に市民スポーツの拠点である伊丹スポーツセンターの組織について、教練の現場の中からトップ・リーダーが育っていく仕組みづくりが望めます。

<スポーツ振興課><伊丹スポーツセンター>





4. 労働

平成 21 年度『伊丹市内工業系企業の実態・意向訪問調査』、および平成 21 年度「農家女性の就業条件の実態等に関するアンケート調査」の結果は、密に分析することで男女共同参画の視点でも重要な情報が多く得られそうです。いかに分析し、施策に落とし込み、これを十分に実行するか楽しみです。

農業関連では、女性リーダーが多く育ってきています。この人材が意思決定機関に積極的に登用されていくことを期待しています。

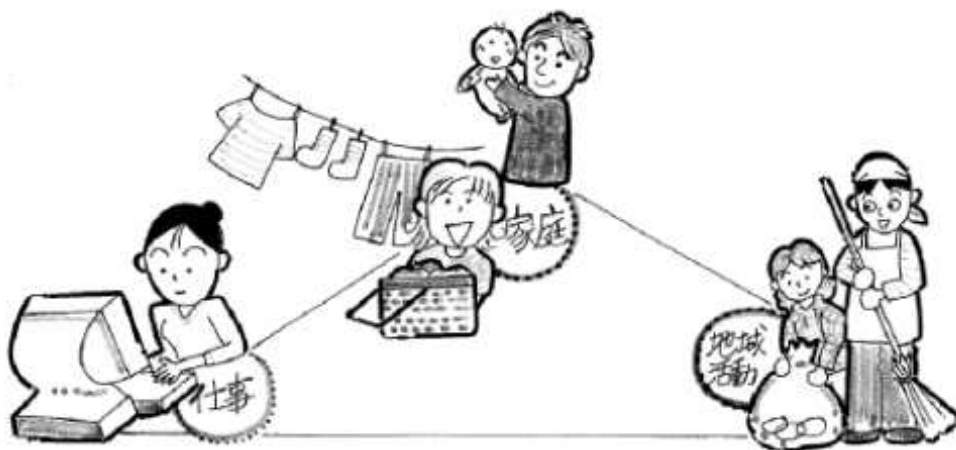
4-1 ワーク・ライフ・バランス

【子育て応援】

ワーク・ライフ・バランスは、男女が共に家庭の日常的な話題の遂行、地域への参加・参画、仕事への尽力、さらにこれら生活全般を元気づける友や知人たちとの交流のバランスを保持できるように、生き方や価値観を変えていくこと、そして男女が共にこれらの調和をとりつつ家庭責任と仕事責任を分かち合いつつ果たせる社会の実現を目指しています。

さしあたって、平成 17 年度に掲げられた「伊丹市職員子育て応援プログラム」に基づき、男性職員の育児休暇取得率を 5% に上げる努力をお願いします。

＜人事課＞





【啓発】

農会長会では、10年前から年1回男女共同参画の研修を行っています。これは本当に素晴らしいことなので、他の団体でもぜひ見習ってほしいと考えます。

平成21年度の講師は女性・児童センター副所長の木原明美氏。テーマは「男女共同参画を身近なところから考えてみよう」でした。

＜農政課＞

【女性農業者への支援】

JA兵庫六甲の女性グループである伊丹農産物加工グループ「あゆみ」は農家女性16人からなります。平成14年度より、伊丹の農作物を使って特徴ある加工品作りを行っており、一定の収入を出せるようになったとのことです。



いちじくジャムは初期の450g入り500本が
平成21年度には約2,000個に。
また、新たな商品として「伊丹産なつみかんマーマレード」や、
伊丹産のゆずと大豆を使った「ゆず味噌」の製造などにも取り
組んでいます。

ー伊丹農産物加工グループ「あゆみ」のいちじくジャム

【女性の意思決定機関への参加】

農家女性グループである「あゆみ」の活動等を通して、リーダーシップのとれる女性が多く現れています。喜ばしいことです。今後この人材が、農業委員会を含む各種審議会等の意思決定機関のメンバーとなってより大きく活躍してほしいと考えます。

伊丹市農業共済損害評価会の委員は地区の推薦で決まります。従来16地区すべてが男性でしたが、農政課の呼びかけで平成9年度より女性委員が5～6人になりました。平成15年度より副会長は女性です。地区が減り12地区となった現在、うち半数の6人が女性。農政課の啓発と地域の方たちの意識改革の成果だと思われ、大きく評価します。

農業青年研究会のメンバーは男性のみですが、男女共同参画研修会等への女性参加や夫婦参加を期待します。

農業委員会への女性の登用について具体的に行動が必要です。計画では、平成27年度までに女性ゼロの審議会等をなくすことになっており、期限まで残りあと5年とせまっています。

＜農政課＞



【農家女性の就業条件】

平成 21 年度に「農家女性の就業条件の実態等に関するアンケート調査」が実施されました。回答率は 77%（116 人/対象 151 人）。

結果、家事育児を家族でシェアする意識が薄く、意識改革が必要とのことです。意思決定機関への女性の積極的参加を促す、講習会での啓発など、担当課の行動を期待します。

また、平成 10 年度のアンケートとの比較も行おうとのこと。このアンケート結果は非常に大切な内容だと思うので、来年度のヒアリングではアンケートの分析結果・結論と、それを受けて何をやり始めたかの報告を楽しみにしています。

＜農政課＞

4-3 就労支援

【実態調査】

伊丹市内工業系企業の実態・意向訪問調査を平成 21 年度下期に行いました。対象 468 事業所。有効回答 414 件。この中で男女共同参画に関する設問も設けていることを評価します。

- ・育児・介護休暇のどちらも導入していない事業所は 258(全体の 62%)あり、その中に資本金 1,000～3,000 万円が 31 社、3,000 万円超えが 9 社もある。
- ・次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画については、従業員 301 人以上の事業所では策定が義務、それ未満では努力義務となっており、アンケートによると策定済みおよび同予定が従業員 100 人以上の事業所の 2/3 である。策定のない事業所からは行動計画を知らない、策定方法が分からない等の回答もある。
- ・ポジティブアクションへの取り組み項目では回答 228 事業所の内、ロッカー・休憩室・トイレ等の整備が 118 件、セクハラ防止への研修が 38 件しかない。ポジティブアクション推進計画の作成は 0 件であった。

(伊丹市内工業系企業の実態・意向訪問調査 2009 より)

この結果から、法律や計画の内容とその意義についての周知徹底、及びそれを事業所が実行するようにきめ細かなサポートをすることが必要な現状がすでに見えかけています。

回答事業所は 3 人以下から 1,000 人超まで様々な規模の事業所がある為、回答は事業所の規模別に細かく分析する必要があるでしょう。今回はその作業中とのことでした。データを生かすために、結果をきちんと分析し、その結果を具体的に役立てることを大いに期待したいです。



【就労支援・労働関係法の周知・労働相談（産業・情報センター、スワンホール）】

平成 21 年度に女性の再就職支援セミナー（ワーク・ライフ・バランスセミナー）が保育付で行われました。平成 22 年度も継続したいとのこと。有用なセミナーなので継続と市民の活発な参加を促す仕掛けづくりを期待します。

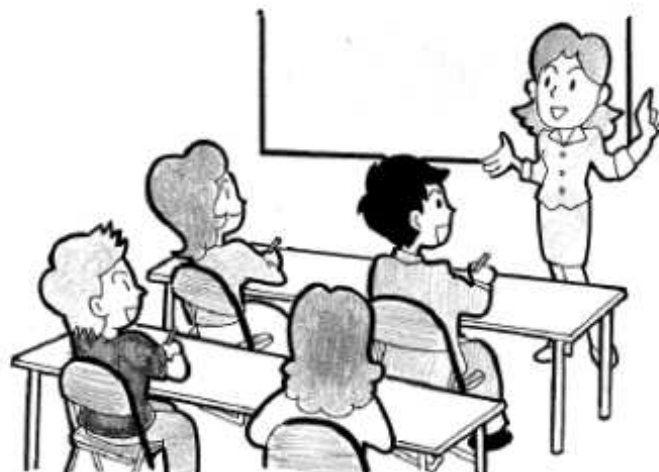
セミナー一覧

- ・「雇用保険改正法等説明会」平成 21.4 63 名
- ・「ワーク・ライフ・バランスセミナー（託児付き）」平成 21.9 17 名
- ・「仕事と家庭の両立推進セミナー」平成 21.11 56 名
- ・「起業支援ネットワークセミナー in 伊丹」平成 22.1 59 名
- ・「これからの労務管理を考える労働時間管理セミナー」平成 21.11
- ・「求職者就労支援 IT 講座」平成 22.2 35 名
- ・「就労者支援セミナー（面接もコミュニケーション）」平成 22.2 女性 1 名/全体 6 名
- ・「仕事と生活両立支援セミナー」平成 22.2 73 名

「これからの労務管理を考える労働時間管理セミナー」は、平成 22 年 4 月改正の労働基準法について労務担当者に説明。この改正で、

- ・セクハラは企業責任
- ・セクハラ相談窓口を企業ごとに作るべき

となりましたが、このセミナーでは取り上げられていない模様です。今後もセミナーなど機会を見つけて周知していくことを望みます。ワーク・ライフ・バランスについては、改正の主旨の一つとして説明があったとのこと。





内容の良い講座が多くあり、企画の頑張りを感じます。ただ、残念なことに良い内容なのに申し込みが少なかったり、女性の参加が少ないセミナーが散見されます。セミナーのPR方法に工夫を期待します。学校や事業所に配布する場合は、市民の行動範囲を考え、市内だけでなく近隣市も対象にしてはどうでしょうか。

また、企画したセミナーの効果を見るにあたって、男女別参加人数は大切な要素の一つですので、今後は記録していただきたいです。

●セミナーの託児

託児付きセミナーは1件。託児申し込みが無いときのキャンセル料が問題とのことですが、託児申し込み締め切り日を設けるなど工夫することでその費用はかからないように工夫できるのではないのでしょうか？（この報告書6章のまちづくり課の内容のページ参照）。託児はできる限りつけることを望みます。

場所として、会議・研修室の託児利用も検討願いたいです。

産業・情報センターができた10年前は一般市民にPC講習を行うことに力を入れていましたが、パソコンの普及に伴い今はその需要はほとんど無く、本来の産業界向けの活動をすべく検討中とのこと。施設の活発な活用を期待します。

<商工労働課>



5. 福祉

今年度は民生委員児童委員と市民オンブードとの「語る会」が実現しました。地域福祉の担い手である民生委員児童委員との話し合いはグループディスカッションによって、活発な意見交換や情報の共有が実現し、有意義な時間となりました。民生委員児童委員も市民オンブードもともに伊丹市をより良い街にしたいとの思いは同じで、それぞれの立場から課題や問題を考えるきっかけになりました。今後もつながりを大切にしてこのような場を持ちたいと考えています。

5-1 地域福祉

【地域福祉】

昨年度の報告では男女共同参画の考え方についての研修などは特に行われてこなかったようですが、今年度は事業を踏まえて意識的に周知を図っています。

平成 21 年度は配偶者暴力相談支援センターが伊丹市に設置されたことを受けて、DV の関心は特に高く、民生委員児童委員に研修などを意識的に取り入れてもらっています。月例会に男女共同参画課から講師派遣を行いました。

254 名の民生委員児童委員は厚生労働大臣からの委嘱により、無報酬でボランティアで活動をしています。活動費は研修の交通費などの実費弁償に充てられ、年間平均で 260 日程度活動をします。アンペイドワークにもかかわらず自費でタクシーを使って病院に要援護者と同行するなどの例もあります。民生委員児童委員は地域から推薦などを得た方を民生委員推薦会に諮り、最終的には厚生労働省が決めます。3 年に 1 度一斉改選があり、その改選年度にあたる今年度は 16 名が定年（74 歳超）、他にも 50 名を超える方から辞任願があり、後任の方をお願いするのが年々困難になってきています。17 小学校区の世帯割合で配置が決まり、おおむね 300 世帯に 1 名の配置です。そのうち主任児童委員は民生委員と兼任で市内に 9 名が在職しています。それぞれ社会問題と密接にかかわる仕事で、現在は児童虐待、高齢者虐待の見守りが重要になっています。

民生委員児童委員は支援者としての位置づけにありますが、現状では児童虐待、DV、高齢者虐待の情報は入ってこない状況です。ネットワークの中で通告するしかないため、関係各課との連携のシステムの構築が必要と考えられます。

こんにちは赤ちゃん事業は、生後 4 カ月の赤ちゃんのいる家に民生委員児童委員が訪問する事業（子育て支援課）で、訪問すると拒否されることもあり、現実には役立っている



のかなどの不安があります。しかし、孤立しがちな若い世帯にとって非常に心強い事業となっていて、近所に助けてもらえる人がいるのを知らせるきっかけとなり、孤立を防いでいます。初めて子育てをする若い世代には不安を和らげる役割も果たしています。

高齢者虐待の防止のためにも介護世帯の見守りは非常に重要です。高齢者虐待はDVのひとつの形態であり、子どもから親への家庭内暴力でもあります。男女共同参画と密接な関わりがあるので積極的な研修が必要です。

以上のように民生委員児童委員の仕事は多岐にわたり、なり手がないのが悩みです。団塊の世代の地域デビューとして、自らやりたいと思っている層を掘り起こすことが必要になってきます。40代50代などの若い世代の新しい視点を導入するためにも呼びかけが必要です。伊丹市の民生委員児童委員の男女比は女性77.5%、男性22.5%と、一般的に都市部では男性20%未満と言われている中で男性の割合が多いほうですが、全国平均は女性56.4%、男性43.6%であり、今後も男性の割合を増やす努力が必要です。

現在は地域がかわる転換期にきています。若い世代の学生などを登用してボランティアが活動しやすい地域づくりが必要であり、地域を越えて手をつなぐチェーン型地域福祉を考えるのが今後の課題になるでしょう。

・民生委員児童委員対象のDV虐待研修(平成21年5月)、DV防止セミナー(平成21年11月)、近畿母子生活支援大会虐待研修会(平成21年7月)にそれぞれ参加がありました。

・婦人共励会では事業補助金事務で母子・父子の孤立を防ぐための相互交流事業や情報交換提供を行っていますが、若年母子の参加促進が課題です。

・審議会委員等への女性の登用は、男性18名女性6名です。充て職が男性に偏っているので、市民公募などで女性の応募の促進など工夫が必要です。平成27年度までの40%達成を念頭に取り組む必要があります。

<地域福祉課>

【社会福祉協議会】

男女共同参画の研修に関しては人権研修を行っています。また平成22年度には成年後見制度について、積極的に権利擁護市民講演会や後見サポーター入門講座を通して取り組んでいます。地域福祉の要として重要な役割を果たしています。団塊の世代の掘り起こしを積極的行っていただきたいと思います。

・ボランティア

公民館とタイアップしてボランティアとして地域デビューを応援する講座を行って



います。自主的に地域に目を向けられる人が中心となっていますが、応募者 52 名中 11 名が男性で、定年退職後に参加しやすいように、広報で呼びかけをしています。受講生がグループを作り、地域福祉総合センター（いきいきプラザ）にて月 1 回美味しいコーヒーマーのサロンを開くなどの自主活動が予定されています。（カフェ・テラス）

市民への周知を図るため、平成 22 年度からボランティア・市民活動センターをいきいきプラザの 2 階から 1 階に場所を移動しました。活動の場の情報提供をして、相談・助言などの活動支援を行っています。

その中では、平成 22 年度から 5 年計画でボランティアを若年層にも広げるように取り組みが進んでいます。平成 22 年度は夏期ボランティア体験学習として小学生、中学生、高校生、大学生が夏休み期間中に、高齢者施設などでボランティア体験が実施されました。社協事業でのボランティア体験、特に障がい者デイサービスセンターも、小学生から肩肘を張らずに受け入れる姿勢を大切にしていることは評価したい試みです。

ボランティアの個人登録と目的別のグループ活動の登録の 2 種類があります。また、市内 8 か所に小学校区の地区ボランティアセンターが立ち上がり、地域の拠点となりつつあります。

・構成メンバー

社協職員の男女数は、129 名中男性が 38 名、女性が 91 名です（平成 22 年 9 月 30 日）。出来れば男性職員の割合を増やしていただけたらと思います。

＜社会福祉協議会＞

5-2 健康

継続の事業が多いなか、新規事業はそれほどないがこれまでしかけてしてきたことの成果が徐々に出てきています。母子手帳の交付、予防接種、乳幼児健診に父親の参加や家族での参加が確実に増えています。平成 16 年度からパパママ育児セミナーを継続して実施しています。

【思春期の子どもへの講習】

中学校現場に煙草の害（胎児から 18 歳までのすくすくプランを平成 18 年度から実施）と食育について、実際に学校に出向き講習を実施しています。平成 22 年度に終了する事業で、正しい食事の方法「食育」を 8 中学校にて実施しました。カードを使ってグループワークで行ったので、自分で選ぶ、誰かに作ってもらうだけでなく、自分で食事を作るなど効果があったと思われます。



教育委員会で「命の尊さを教える」を伊丹市の方針として進め、平成 21 年度は性教育プログラムが行われています。

望まない妊娠の予防策として母子手帳をとりに来た人への対応や要望への取り組みを行っていますが、時間と人手が足りないのではなかなか進まないようです。しかし、実際に母子手帳などの交付の段階では遅すぎる感が否めません。10 代の望まない妊娠についての予防は学校現場に届ける事は難しい現状があるようですが、教育委員会と連携を取り、ぜひ早い時期に思春期の子どもたちにデート DV などの予防教育を行っていただきたいと考えます。

【更年期・高齢期の健康】

30 代の健診は自治会などの回覧や乳幼児健診を利用して市民に周知しています。女性だけでなく男性も受けてもらうように促しているため、男性は土日の受診パターンが多く、夫婦そろっての受診が見られます。

地域では更年期の骨密度を測定しています。ホルモン低下で筋力が落ち転倒などが起きるケースもあるので、3 校区では健康展を継続実施しています。

パートタイマー、自営業者や、乳幼児の子育て中の母親、介護者を抱える人が積極的に検診を受けられるように、平日だけでなく土日の検診を積極的に行っています。40 歳以上が土日に受けられるように設定しています。検診中は保育ボランティアがつくので、子どもも連れて検診を受けられます。今年度からは市役所南館を利用していて、スペースがフラットなので子どもが見えていて安心して受診できます。自営業の人には、民主商工会から健診を受けるように日時を知らせています。

【父親の育児参加】

父親の育児参加の促進は新米パパママセミナーを実施しています。また少数ですが、マタニティ・クラスには男性も参加があり、妊娠期からの知識を伝える場になっています。

昨今、男性の自殺が社会問題となっています。伊丹市では男性も含めた相談体制の充実をはかり、24 時間のいたみ健康・医療相談ダイヤル 24 を行っています。母子手帳や「すくすく」などに掲載して周知を図っていますが、情報は置くだけでは男性に届いているかどうか分からないので周知の徹底が課題です。ストレスをためても自分から相談に行かない場合が多いので、周りがどうかかわるかが課題になります。自殺予防対策では市の予算がつけられました。周りの人の協力と理解で早期発見が大事だと考えます。

＜健康福祉課＞





5-3 高齢者・介護

【高年福祉】

・高齢者虐待防止

高年福祉課が通報を受ける相談窓口となりますが、女性が被害に遭うケースが年々増えています。加害者の多くは息子であり、配偶者からの暴力もあります。65歳以上はDV法ではなく高齢者虐待防止法が適用されます。地域包括支援センター（いきいきプラザ内）も対応しています。高齢者虐待はDVケースも含まれるので、男女共同参画と密接にかかわっています。市民の意識がお年寄りの命を救うことにもつながります。

本人の意思が最も大切で自分から「逃げたい」という意思表示があると対応はしやすいですが、被害者が認知症で加害者が精神障がいなどの複合的な問題の場合、より複雑になり、他の課との連携が必要で、行政だけでなく司法書士等との連携もとりつつ進めています。

経済的虐待もあり、特に年金の使いこみが多く、高齢者自身の生活がまわらないにもかかわらず使いこみケースがあります。

伊丹市の市長申立による成年後見制度の利用件数は平成20年度8件、平成21年度5件、平成22年度（8月末現在、障がい者を含む）6件であり、全国的には数字が伸びています。

成年後見人制度の講演会は地域でも行われ、出前講座の申し込みがあり、制度の利用を促進しています。民生委員児童委員の月例会にも出向き、成年後見人制度、高齢者虐待をテーマに話をして市政への興味を促進する機会となっています。

ケアマネジャーの団体では虐待対応の研修があり、ケアマネジャー、ヘルパーが早期発見の要となっています。要介護者などにはヘルパー派遣があり、虐待の発見は、ケアマネジャーからの通報が多く、ヘルパー派遣を利用している人は早期発見につながります。しかし孤立している人にどのように対応するかが課題となるでしょう。

特に高齢期の女性、障がいをもつ女性は虐待を受ける可能性が大きい層であり、民生委員児童委員と社会福祉協議会の協力を得て検討を重ねられているようですが、しっかりとした見守りの強化をお願いします。

【介護者の実態】

地域包括支援センターでも充実や拡充を図っていて、地区社協においても課題になっています。現在は男性介護者「きたいの会」での気運が上がっています。男性の生活自立が課題であり、当事者である男性介護者の気づきが広がることで意識改革が期待できます。社会福祉協議会が主体となって取り組んでいます。平成22年度には実際に介護を経験した男性講師を迎えて講演会を開催し、好評を得ています。



介護の問題は一人で悩みを抱え込むことです。情報の共有が図られることが必至です。平成 20 年度からは「きたいの会」に課長が参加して、行政からも情報提供を行い活用しています。

老老介護では虐待を防止するためにも男性の生活自立が求められます。男性調理の会を開いて、徐々にではありますが男性の生活自立を浸透させるしかけが必要です。今後は老老介護の実態調査が必要と考えます。実態を踏まえて問題解決につなげていただきたいと思います。

【相談体制窓口】

市内 9 カ所の介護支援センターにて、在宅要援護高齢者の家族を含め高齢者、子ども、障がい者に対して気軽に相談できる窓口を設置してサービスの利用を図っています。相談は来所、電話、訪問、その他で受けています。平成 21 年度は 4,549 件の相談があり、内容はサービスに関わるものが最も多く、生活上の相談が続いています。虐待が疑われるものが 160 件あり、高齢者虐待の周知は進んでいるものと思われます。

介護支援センターでは特に介護予防のケアマネジメントに重点が置かれています。

- ・いきいき健康大学平成 21 年度には 3 会場で実施し、それぞれ 42 名、37 名、44 名の受講者があり、男性のアンケート提出者は 7 名で、女性は 80 名でした。アンケートによると良かったと好評です。

- ・筋力向上トレーニング事業、機能訓練事業、食生活改善事業、口腔機能向上事業、介護予防デイサービスの介護予防事業が行われました。延べ 10,117 人の高齢者が利用しています。

【高齢者の自立、就労】

・シルバー人材センター

シルバー人材センターでは会員登録の制度をとり、ワークシェアリングを実施しています。講習会や研修会等も充実していて、エフエムいたみ等のマスメディアを活用し、清掃奉仕などで市民に PR も行っています。ボランティア活動にも積極的に参加し、社会貢献の意義は大きいと思われます。活動会員は不況の影響で事業数が減っているにもかかわらず、148 名（5.7%）増え、会員数は平成 21 年度は男性 1,746 名、女性 1,014 名で計 2,760 名になっています。平均年齢は 69.5 歳、最高齢は男女とも 91 歳です。（平成 22 年 3 月現在）

・老人クラブ

伊丹市内の老人クラブは小規模 2 クラブを入れて 170 クラブあり、男性が 3,716 名（38.0%）、女性が 6,070 名（62.0%）で合計 9,786 名の加入があります。平成 19 年



度には173クラブあり多少の変動はありますが、活動をしている老人クラブは170クラブ以上です。それぞれに活発な活動が展開されています。

しかし、役員の内訳は男性役員が20名、女性役員は平成18年度の9名から平成21年度には13名と増えてはいるものの、まだ男性の役員の方が多いのが現状です。出来れば男女共同参画の視点から女性役員を40%以上から半数にしていきたいと考えます。会長は男性149人(87.6%)、女性21人(12.4%)で女性の会長を増やす工夫をしていただきたいです。審議会等の目標は平成27年度までに女性の割合を40%以上にすると思いますが、出来れば老人クラブでも目標設定をお願いします。

【今後の課題】

伊丹市の高齢者は平成21年6月1日現在19.3%、平成22年19.9%。となります。現在高年福祉課では、第4期高齢者保健福祉計画の推進を介護保険課と進めています。

平成18年から3つの柱で⇒①介護予防、高齢者自身で②虐待防止、認知症の高齢者支援、介護家族支援③住み慣れたまちでの看取りターミナルケアの体制づくり、地域密着型施設、グループホーム。4番目に来るのが、平成21～23年度に市内8中学校区に認知症高齢者のための共同生活の施設を計画しています(認知症対応型共同生活介護施設)。少人数に対応することを目標としています。落ち着いた環境にて少人数で対応することで症状も落ち着いてきます。現在は民間が市内4カ所でサービスを提供していて、医療との連携で医療に強いグループホームの整備を目指しています。セーフティネットの構築が必要となり、残り4カ所に新たに設置する予定です。

＜高年福祉課＞

5-4 障害福祉

障害福祉では性別、年齢に関わらず介護や相談、援助を行っています。「伊丹市障害福祉計画(第2期)」では『男性女性を問わず』の文言が入り、より具体的に男女共同参画の視点が取り入れられています。

【同性介護】

障害者デイサービスセンターでの事業では同性介護を推進しています。障害者デイサービスセンターは火曜日から土曜日にサービスを提供し、利用者はほぼ男性5対女性5の比率です。職員の介護率は1.25で高いといえます(国1.7)。

厚生労働省は現在の障がい者自立支援法は平成25年度の撤廃を目指し、一番遅れている障がい者虐待防止法の施行を目指して動いています。これまでの政策を生かして、これからいかに改革するかがここ数年の課題です。身体的な障がいを持つ人の24時間



365日の介護はどうするか、在宅の掘り起こしはどのように行うのか、家族介護力の低下など課題は多くあります。障がい者ケアマネジャーをキーパーソンに、相談支援ネットワークの構築や質の高いサービス提供など考えていく必要があります。

【自立支援・就労支援】

障がい者の自立をめざして在宅での地域支援体制が必要となります。就労支援、生活介護、自立訓練など本人が何を望むかが第一です。本人が主体的に望む生き方が選択できるように受け皿を整える必要があります。自ら伊丹に住みたいと願い、ひとり暮らしの生活が可能になった事例もあります。相談の中では就労相談が最も多く、就労相談の拠点として「伊丹市地域生活支援センター」がいきいきプラザ内に設置されています。

【家族介護の支援】

家族と社協等の連携で、今後は24時間体制を吟味していく必要があります。障がい者の介護はどうしても女性に負担がかかりがちでしたが、介護者も『男性、女性を問わず』関わりを持つ必要があります。障がい者の自立支援と家族の負担を軽くする工夫が今後必要と考えます。

<障害福祉課>

5-5 ひとり親支援

ケースワーカーに社会福祉士を1名増員し、子どもの支援を強化しています。父子家庭には父親の帰宅が遅いので家事支援を行っています(3件)。子どもが中学3年になるまで支援を受けて、収入により利用負担があります。(1時間650円。980円。)市民相談のしおりや、広報伊丹の中に家庭児童相談室の案内があります。

ひとり親家庭の相談は、広報伊丹に月一回相談の情報が掲載されますが、母親の利用はのべ1,739件、父親は3件(平成21年度)です。父親が相談しにくい状況がうかがえます。



・ひとり親自立支援

ひとり親支援13件、職業訓練を受けて正社員、パート、契約社員で7人が就職出来ました。他の人も自立したい思いがあり、看護師やヘルパーを目指しています。



メンタル面の困難を抱えている保護者には定期的訪問を行い、相談を受け、家事援助、入院や子どものショートステイなどの支援を行っています。

＜こども福祉課＞

5-6 社会福祉事業団

社会福祉事業団は伊丹市の外郭団体として運営していますが、平成 21 年度からは自主経営を行っています。主に高齢者の社会福祉事業を展開する中で、人権を尊重し、尊厳を守り、家族への配慮を大原則に事業の展開を行っています。職員は女性が 7～8 割を占めており、育児休業も積極的に取得されるなど、もとより男女共同参画の意識が高い職場となっています。施設においては男性の介護職員も増えてきていますが、介護の相談に携わるケアマネジャーについては総員 15 名の内 2 名が男性、13 名は女性と男性が少なく、今後、様々な相談や介護に対応していけるよう男性のケアマネジャーも必要に応じて増やしていきたいと考えています。

利用者は約 7 対 3 で女性の方が多い状況で、同性介護を心掛けています。特にデイサービスなどは男性の利用者が少ない傾向があり、リハビリに重点を置くなどプログラムの工夫を行っています。今後は男性向けのメニューにも工夫を凝らしながら、様々な選択肢を増やしていきます。

市内 4 カ所の介護支援センターでは、高齢者の情報を民生委員児童委員等から得るなど地域に支えられている面が多く、高齢者虐待の早期発見や緊急時の対応など、地域との連携により素早く対応が出来る場合もあります。

その他、介護人材の育成のために実施しているヘルパーの養成講習では、働いている男性が受講しやすいよう講習を夜間に開催するなどの工夫を重ねていますが、なかなか男性の受講者は増えないのが現状です。

働く女性が介護のために仕事を断念せざるをえない状況や、介護現場で働く人の処遇の改善が社会的な課題としてある中で、誰もが迎える高齢期の生活を地域と共に支えている社会福祉事業団として、引き続き男女共同参画の理念を実践しながら事業を実施していったほしいと思います。

＜社会福祉事業団＞



6. 地 域

「市民を集めるのではなく、出かけて行って情報を伝える姿勢に変更した」との消費生活センターの言葉が印象的でした。まちづくりプラザでも市民の中に出かけたり、情報発信をしてネットワークを積極的に広げています。他にも積極的に動いている課が増えてきました。

市役所がいくらすばらしい市民サービスを並べても、座って待っているだけでは市民には届きません。この方法が多くの課に広まることを期待しています。

6-1 まちづくり

【まちづくり出前講座】

出前講座は市民啓発の方法として優れた手段であり、これを企画し、窓口となっていることを評価します。平成21年度の開催は213件（受講者7,485人）であり、その多くは防災・安全・ゴミ・健康とのことです。

男女共同参画課の出前講座は2件。「思春期」「心豊かな老後」「ICT社会の裏表」「更年期」「青少年」「市議会ウォッチング」etc.と、広い意味での男女共同参画に関する出前講座も開催されました。男女共同参画に関する出前講座のプログラムが準備され、実行されていることは評価します。しかし、

- ①件数が少ないこと
- ②出前講座の活用が活発になるよう、積極的な働きを行っていないこと

が残念です。

出前講座は啓発の有効な手段です。講座主催のまちづくり課及び担当課は窓口で申し込みを待っているのではなく、市民がこの制度を多く利用するよう積極的に行動していただきたいです（昨年度報告書でも同じことを掲載）。

市民感覚で見て不思議に感じるのは、まちづくり課の『取りまとめ（受け付け窓口？）が仕事であり、これを積極的に推進する立場にない』との説です。出前講座という事業



を立ち上げ、取りまとめを任されたのなら、それが活発に活用されるようにリーダーシップをとって、関連課を動かして成果を上げていくのが『取りまとめ課』の仕事であり、事業を立ち上げた課のプライドではないでしょうか。仮に取りまとめ課にそれを行う責任と権限が無いのであれば、それを与えない市の方針に問題があると思います。

この件は毎年報告書に掲載しているにもかかわらず、話し合いが行われた形跡が見られません。オンブードの意見に対しどのような話し合いがもたれ、計画に見合った成果を出すためどこがどのような体制になったのか、来年度のヒアリングで報告をお願いします。

＜まちづくり課＞＜男女共同参画課＞

【自治会】

自治会連合会を会長のみの参加から他の役員も対象にしたり、自治会長研修会を行うことで地域の次期リーダー育成に力を入れているとのこと。人材育成に対して前向きな姿勢だと思います。

担当課でもすでに理解されているように、さまざまな意思決定機関に男女両方がいることは非常に大切なことです。その必要性を市民に浸透させ、育成に結び付けていきたいです。女性リーダーの育成を意識して、次年度からは女性参加数をカウントし、結果に応じて女性の参加の促進を行っていただきたいです。

＜まちづくり課＞

【地域力】

市民の参画と協働において、女性も参加しやすいように工夫がなされています。例えば、ラウンドテーブルやまちづくり市民会議においては、無料で託児をつけているとのこと。

工夫されているのは、無駄な経費が発生しないように、市民会議のように託児希望があらかじめ把握できる場合は事業計画を保育の方に渡しておき、事業の1週間前までに市民から申し込みがあれば保育に来てもらうという方法をとっていることです。講座やイベントを行う他の課において、「託児を設定してもだれも申し込みが無いとキャンセル料が発生して無駄になる。そのため託児を設定しにくい。」という意見を多く聞きました。他の課でもまちづくり課の方法を参考にしてはどうでしょうか。

＜まちづくり課＞



【まちづくりプラザ】

100 近い個人、任意団体、法人格をもつ団体登録があり、かつ市民力向上を目的とした下記 5 つのシリーズに分類されるイベントが活発に行われています。

- (Ⅰ)市民のつながり拡大シリーズ
- (Ⅱ)市民活動応援シリーズ
- (Ⅲ)役立つ講座シリーズ
- (Ⅳ)市民が主役シリーズ
- (Ⅴ)社会起業講座

内容の充実だけでなく、ホームページ・ブログ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのインターネット、及びリアルな人のつながりを駆使して人を集め、育てています。その積極的方法を大きく評価します。



パパカ UP 講座 (38 名:男性が家事参加を体験)



ファシリテーター養成講座 (15 名)



地域活動活性化ランチタイムカフェ

＜まちづくり課＞



6-2 環境、消費生活

【環境保全】

環境マネジメントシステムの市民監査員（男性8名・女性5名）の公募時に、女性の推薦を心掛けてもらえるように団体に声かけをしているとのことで、地道な努力の効果が出ていていると思います。

どうしても生活密着のリサイクルは女性、地球（グローバルな視点）環境問題は会社でやっていたOBである男性が多いとのこと。兵庫県地球温暖化対策活動推進員（地球環境）に男性が多いのは、理系は男性が多いので仕方ない面もあるとのことですが、最近理系の女性も増えています。定年後の年齢層は少ないかもしれませんが、途中退職の年齢層では市内に理系出身の女性もたくさんいるので、人材発掘にも力を入れていただきたいです。

女性はリサイクル、男性は地球環境というイメージが浸透していましたが、課の努力もあり、この意識は少しずつ変わりつつあるそうです。研修・講座を通して地球環境は難しくない、みんなできるというイメージを消費者団体や学校、一般市民に広めている活動を評価します。

伊丹市環境審議会委員については、市民公募では選考基準に「男女共生の視点から・・・」と明記しており、また関係団体の代表推薦の場合、女性が役職（会長や副会長など）を持っている場合は、優先しての推薦を依頼しており、平成22年10月の改選時には40%以上になる予定とのこと。取り組みと成果を評価します。

＜環境保全課＞

【消費生活】

「市民を集めるのではなく、出かけて行って情報を伝える」姿勢に変更しました。消費者トラブル防止講座など、講座を開いて市民が来るのを待っているだけではダメと気付き、行動に移したその判断を大きく評価します。他の課もぜひこの方法、考えを見習ってほしいです。

講座の男性参加は、現代生活学講座（計5回）では、男性は2～4人で平均14%と昨年と同じ、時事講座については男性3～5人で平均15%でした。平成21年度はテーマに工夫することで男性参加増を狙っています。確かに「家電製品の事故と安全」は男性がやや多めであり、効果があったと考えます。平成22年度秋には男性増加を目的に夜の開催を検討中とのこと。

内容に加え、アイデア→実行→結果を検証→やり方の改善・実行と、目的を達成する



ため工夫を凝らしPDCAにのっとって仕事をしている、その仕事のしかたを大きく評価します。

◆現代生活学講座(のべ男性 14/女性 87)平均 14%

・悪質業者に強くなる講座(男性 2/女性 22)

・ケータイ安全教室 (男性 4/女性 12)

・お金にまつわる話いろいろ(男性 3/女性 21)

・CO2 ダイエット作戦(男性 2/女性 13)

・くらしの安全・安心講座(男性 3/女性 19)

◆時事講座(のべ男性 8/女性 46)平均 15%

・「楽しく食べて、健康に」キューピー (男性 5/女性 31)14%

・「家電製品の事故と安全」パナソニック電工 (男性 3/女性 15)17%

「伊丹市消費者協会定例総会記念講演会～環境をやさしく科学する～」広報伊丹でも広く呼び掛けましたが、男性の参加はありませんでした。来年度は広報時に「男性参加お待ちしております」のコメントを入れるなど、より工夫を行うとのこと。期待します。

＜消費生活センター＞

6-3 防災、防犯

【防災】

阪神淡路大震災で経験したように防災と男女共同参画には関係が深いものがあります。そのひとつに備蓄品（下記①）、もう一つに地域づくり（下記②～⑤）があります。

①備蓄計画・・・平成 18 年度より年齢・性別に配慮した見直しを行い、生活必需品を 5 年計画でそろえています（平成 22 年度終了予定）。それまでは食糧のみでしたが、おむつ、哺乳瓶、生理用品などの衛生用品も購入。数量は阪神淡路大震災時の被災率と伊丹市の人口より算出。近隣市の情報も参考にしています。衛生用品の詳細な商品選定は女性職員が担当しているとのこと。

使用期限、賞味期限のあるものについては期限内に買い換え、無駄にならないよう市内の公的施設で使用しているとのこと。細かいことですが予算や資源を無駄にしないような部課を超えての柔軟な運用が好ましく思えます。

＜危機管理室＞



②防災フェア・・・親子対象で保護者の8割が女性とのこと。せっかく土日開催しているので、男性の参加を増やす工夫をしてほしいです。

<危機管理室>

③自主防災会・・・高齢男性が圧倒的に多い。昨年報告書でも指摘したように、平日日中に動ける人の確認と教育を始め、すべての年齢層の男女双方の地域に根付いた意識づくりは大切であり、引き続きの努力をお願いしたいです。

意識づくりには出前講座も利用してはどうでしょうか。(すでにされていることとは思いますが、出前講座は申し込みを待っているだけでなく、使ってもらえるようにターゲット層の市民に具体的に働きかけることが望ましいと考えます。)

<消防局>

④災害時要援護者と支援協力員・・・事前に要援護者1名に対し支援協力員2名を決めておき、普段からコミュニケーションをとり、災害時には避難を援助するシステム。地域力を生かすよい方法であると考えます。幾つかの小学校地区では導入を検討中とのこと。他地域についても説明資料の回覧に終わらず(すでに始めているとは思いますが)、市民の中に入って行って、地域が立ち上がるきっかけ作りや支援をすることで、このシステムが地域に根付いていくことを期待します。

<危機管理室>



防災フェアのチラシ



災害時要支援者のチラシ



⑤消防団・・・伊丹市第5次総合計画（案）で女性消防団員の登用が明記されました。今後に期待します。

伊丹市第5次総合計画 基本構想（案）・基本計画（案） 施策目標1－1 安全・安心のまちづくり 主要施策1－1－2 消防救急の充実 ■主要施策 1）消防体制の強化 消防防災活動を効果的に進めるため、消防水利の整備、 消防車輛の更新や消防救急無線のデジタル化を年次計画 に沿って行います。 尼崎市との連携による通信指令事務の共同運用など、近 隣消防本部との応援体制を強化します。 女性消防団員の登用、消防団協力事業所制度や機能別消 防団員制度の導入など、消防団の活性化を行い、地域防 災力を高めます。	
--	--

＜消防局＞

⑥新型インフルエンザ対策・・・平成21年5月の経験より、同年10月に新型インフルエンザ対策計画を作成。毒性の強さや感染率に応じて、計画に基づき対応する体制ができました。

平成21年5月には一斉に保育所、ファミリーサポートセンターが閉鎖されたことは、初めてでかつ判断が難しいことなので仕方なかったかとも思いますが、近隣他市では「こんな時こそ、柔軟に動けるファミリーサポートセンターが重要」と、運営した市も複数ありました。新型インフルエンザ対策計画ができたとのことですので、今後はファミリーサポートセンターの特性も加味した判断がなされることを期待します。

＜危機管理室＞＜子育て支援課＞

【生活安全】

・防犯

生活安全課では、青色防犯パトロール事業の継続と充実を行っています。ひったくり



や声かけ事案などが市内で起きているので、小学校区を中心に下校時間に通学路のパトロールを行っています。パトロールは緑の防犯服を着用しています。

市民部と教育委員会を中心に様々な応援を得て、17 小学校区を 171 号線を境に北部と南部に分け2日に1回交互にパトロールを行っています。パトロールに携わる人は警察で研修を受けパトロールを実施しています。2名1組で証明書はどちらかが所持をすることになっていて、青色防犯パトロールの事業は犯罪抑止につながっています。平成 20 年度は 4,239 件でしたが、平成 21 年度は約 500 件減って 3,733 件になりました。



青色防犯パトロール車

・防災・防犯活動に女性の参画

パトロールは平成 17 年度からの事業で市民部や教育委員会などの職員が行っていますが、平成 21 年度からは女性職員が巡回パトロールも行っています。男性女性に限らずできるので、市民部も教育委員会も男女の分け隔てなく行っています。防犯グッズはベストなど好きな色を選ぶことができ、夜間になるべく目立つような色を選んでもらっています。

・子どもへの犯罪を防ぐまちづくりに取り組んでいます。

市民部や他課、都市基盤部、教育委員会と連携しています。登録車は 4 台で、主に午後のパトロールを行い、学期末は午前中に実施しています。

犯人を捕まえるのは警察の仕事です。不審者への犯罪抑止が目的なので、どこで、何時に、どんな特徴があったか、何を使って逃げたか、車のナンバーなどの情報を詳しく知らせています。車の中のみではありますが、子どもの保護も行っています。引き続き実施の予定で、うれしいことに毎年実施者が増えています。青パト実施者証取得者（男女割合平成 20 年度男性 83%→平成 21 年度 79%、女性平成 20 年度 17%→平成 21 年 21%）と女性の実施者が増えてきました。

自主防犯は各地域で自治会などが中心に行っていて、生活安全課がサポートしています。夜間中心に行うところもあり、こつこつと地道な啓発が生活安全課の仕事とのことです。

伊丹市の安全のために今後も市民を巻き込んで、事業の充実を続けていくことを願います。

<生活安全課>



【消防】

①女性職員の職場環境・・・泊まりを伴う 24 時間勤務があるので、女性専用仮眠室、浴室、トイレなどの整備が課題で、東消防署、南野出張所、西消防署では整備できませんでした。全救急隊に女性の配属をと考えており、荒牧出張所の施設整備を進めたいとのこと。

②男性職員の育児参加休暇・育児休業・子の看護休暇および介護休暇・・・

- ・育児参加休暇対象の男性は 11 人で取得は 1 人（のべ 2 日）、
- ・育児休業の取得は 0 人、
- ・子の看護休暇対象の男性は 46 人で取得は 2 人（のべ 3 日）、
- ・介護休暇の取得は 0 人

でした。

これらの休暇は女性のための休暇ではなく、男女両方のための休暇制度であることは担当課も良く理解されています。難しいこととは思いますが、男女共にこれらの休暇をとりやすい職場にするにはどうしたらいいか、考え、実現してほしいです。

国の第 3 次男女共同参画基本計画（案）では、男女共同参画が働く女性のための計画ではなく、男性や専業主婦も含めたすべての人のための計画であることを明言し、計画の視点の中心に据えました。男性のこれらの休暇の推進は必須項目だと考えられます。

③女性職員・・・

- ・平成 22 年 4 月現在で 8 名の女性が在籍（職員の全数は 198 名。うち 6 名は嘱託職員）
- ・8 名のうち 1 名は事務職で、消防職は 7 名。
- ・うち 3 名が消防士長、消防職 7 名中 6 名は救急隊、1 名は警防課勤務。
- ・平成 22 年 4 月現在、全国の女性消防士は 2,809 名で、女性割合は 1.8% となっていますが、伊丹市は 4% であり、全国平均より多いです。

（全国の女性消防士 2,809 名のうち、消火隊に 374 名、救急隊に 702 名が在籍）

女性の救急隊員は市民に好評です。平成 21 年度実施の職員採用試験では、短大・高卒者 30 名の受験者のうち、女性は 1 名であったとのこと。募集要項の採用欄では以前より「男性・女性伊丹市消防吏員（消防士）募集」と、女性の採用もあることを明記しています。普通のことですが、それをあえて書くことは大切であり効果も期待できます。今後の女性採用も期待します。

＜消防局＞



6-4 交通

【ノンステップバス】

平成 22 年度新たに 3 台導入され、導入率は 96%に達しました（残るは 3 台/88 台）。高齢者やベビーカーを利用されている方にも使いやすいと好評です。



ノンステップバス

【市バスモニター制度】

実際に乗ってもらって意見を出してもらう方法に変更し、モニター会議に加えメールでの意見受け付けを可能にした効果もあり、600 件を超す報告を入手しました。今までに比べ、より細かな情報もあり、件数も多いことからピンポイントではなく傾向が見えるようになりました。良い面も悪い面も見えてきました。この結果を乗務員に周知し、改善に結びつけることができたとのことです（運転の様子、アイドリングストップ、着席確認、スピード、ブレーキショック、身なり、マイク、接客 etc.）。

モニターの意見は集計して見やすいレイアウトに加工して掲示したり、個人別評価票にして本人に配布するなどして効果的に役立てられています。モニター制度を漫然と運用するのではなく、モニターの意見収集方法の改善や結果の効果的利用など、その制度をいかに効果的に用いるかに工夫を凝らし、常に進化しています。このことを大きく評価します。

モニターは、地域性と男女比と年齢層を考慮して平成 21 年度は申し込み 19 人中 12 人を選んでいます。女性の人数は、平成 17 年度 6 人/10 人、平成 18 年度 4/10、平成 19 年度 6 人/10 人、平成 20 年度 5 人/10 人、平成 21 年度 8 人/12 人です。

【女性運転手】

正規職員運転手は平成 18 年度に嘱託職員として採用した 3 人を、平成 20 年度に登用試験合格により正規職員運転手にしたのが最後。平成 19 年度からは 60 歳以上で募集（女性応募無）。正規職員運転手 155 人中女性 5 人。嘱託職員運転手 31 人中女性 0 人。（平成 21 年度末現在）

伊丹市の女性運転手は近隣のパイオニア的存在で、今は阪急タクシー、阪急バスにも女性運転手





がいますが、その先駆けとなりました。乗客の評価も高く、これからも期待します。

【マタニティマーク】

平成 18 年に厚労省が定めたマークで、当時ノンステップ車のみ全車両貼りました。追加を国に依頼したところ、始めと異なる小さいシールが来たので扱いを検討中とのことでしたが、その後全車両に貼り付けを行いました。現在、市バス 88 両全車にマタニティマークシールが貼られているとのこと。即決即行動を大きく評価します。



発行当時に貼付したシール（現存 50 両）



今回新たに貼付したシール（38 両）

< 交通局 >

6-5 多文化共生

【生活環境】

国際・平和課は、外国人市民に対応する伊丹市庁内唯一の課です。女性の視点で女性問題や外国人妻の DV 問題などに対応が求められます。

外国人市民に対する相談は、生活上のことや暮らしのことが主な内容になります。外国人市民が暮らしやすくするためにごみの収集など生活に必要なパンフレットの翻訳版を出していて、その都度丁寧に対応がされています。

伊丹市では配偶者暴力相談支援センターが今年度から設置されました。外国人市民の相談も今後増加すると考えられます。外国人市民に対する DV 相談の翻訳パンフレット作成を早急にお願いしたいです。

伊丹市では、新たに日本で暮らす外国人市民を対象に、日本語学習サロンを夜間に開催しています。受講者は 20 名程で、8 人から 10 人のボランティア講師による少人数又はマンツーマンの講座で、中国籍の市民をはじめ、研修等で来日した外国人市民が参加



しています。3年以内に帰国する方も多いのですが、日本語を学び、帰国してからそれを生かして就労することもあると聞いています。

伊丹マダンは平成8年（1996年）からの実施で毎年好評なイベントです。多文化共生のお祭りとして、市民にも周知されています。

外国人市民は情報が入りにくい状況にあるので、情報収集の方法などを生活情報誌等に載せて出す工夫をお願いします。

＜国際・平和課＞

【国際交流の推進、NGO/NPO への支援】

「女性の地位向上や男女共同参画に関して国際的活動を行う NGO, NPO などについて情報を収集し啓発を行う（施策番号 15-5）」とありますが、この項で報告された事業と、この施策の関連性が見えません（昨年度報告書でも指摘）。15-5 の施策（目的）を達成するために何をすればいいのか、ヒアリングの場ではいくつかのアイデアが出ました。担当課が集まって何をすべきか話し合いをしてみてもいいのでしょうか。具体的な行動に結びつくことを期待します。

＜国際・平和課＞＜男女共同参画課＞

6-6 広 報

【様々な媒体を使った広報・啓発】

ケーブル TV（ベイ・コミュニケーションズ）の伊丹市広報番組「伊丹だより」ゲストコーナーでは、平成19年度より毎年新オンブード紹介を約20分流しています。ベイコムを月1回以上見る市民は22%（H20 市民意識調査より）と特別高いわけではありませんが、放映後「偶然見たよ」「もう少し詳しく教えて」と声をかけられることが多かったことから、その効果を実感しています。今後も継続を期待します。





広報伊丹では、2/1号のトップ記事として「国際女性デーin いたみミモザの日」を掲載。「オンブード委嘱」も平成21年度は新型インフルエンザと重なったため1面ではなかったものの、写真付きで掲載（例年は1面に写真つきで掲載）。「オンブードがつり報告会」「男女共同参画推進市民フォーラム」等のイベント案内の掲載も行いました。平成22年度は男女共同参画川柳も掲載されました。広報伊丹は市民の利用度が高いのでこれからも引き続きの掲載を期待します。

ラジオ（エフエムいたみ）を用いてのイベントのPRも平成22年度には行われました（男女共同参画課の職員が出演）。この様子はエフエムいたみのブログでも紹介されており、おもしろい挑戦だと考えます。これからもぜひ発展継続していただきたいです。

＜広報課＞＜男女共同参画課＞

7. 男女共同参画社会の実現に向けて

7-1 男女共同参画の推進体制の確立

昨今、今では「女性も男性も同じように片付けもお茶くみもする。すでに今日では男女平等は当たり前、差別なんてないという感じ。」と考える人もいます。しかし、いま国際的な女性の社会的地位向上にむけた動きと共に、国をあげて取り組んでいる「男女共同参画」の推進が、地方の市町村においてもあらゆる施策を貫く最重要課題のひとつであることを思うとき、私たちははたして男女の社会的地位は、今日、すでに対等なのだろうか、と改めて考えてみます。

今、身近にある雇用問題をとってみても、職を失い貧困に陥る可能性が高いのは男性より女性。それ以前に女性の給与所得は男性の6割といった現実。また、この国の風土か、空気かと紛らうばかりに根の深い文化（意識）全般に係る問題があります。男性性より女性性がなおざりにされ、軽んじられ、ときに無視されるといった、女性であるが故に多く影響を受ける人権の問題があります。

これらは共に、全ての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等であるとうたう「日本国憲法」の精神に悖ることです。国際化の進む世界の中で「国連女子差別撤廃委員会」が日本に対して提起した25項目に及ぶ勧告(平成21.9.7)も無視できない時代です。国連によるGEM（ジェンダー・エンパワメント指数）は108か国中58位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は130か国中101位です。（平成20）



HDI, GEM, GGIにおける日本の順位

① HDI(人間開発指数)			② GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)			③ GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.968	1	スウェーデン	0.925	1	ノルウェー	0.824
2	ノルウェー	0.968	2	ノルウェー	0.915	2	フィンランド	0.82
3	カナダ	0.967	3	フィンランド	0.892	3	スウェーデン	0.814
4	オーストラリア	0.965	4	デンマーク	0.887	4	アイスランド	0.8
5	アイルランド	0.96	5	アイスランド	0.881	5	ニュージーランド	0.786
6	オランダ	0.958	6	オランダ	0.872	6	フィリピン	0.757
7	スウェーデン	0.958	7	オーストラリア	0.866	7	デンマーク	0.754
8	日本	0.956	8	ドイツ	0.852	8	アイルランド	0.752
9	ルクセンブルク	0.956	9	ベルギー	0.841	9	オランダ	0.74
10	スイス	0.955	10	スイス	0.829	10	ラトビア	0.74
11	フランス	0.955	11	カナダ	0.829	11	ドイツ	0.739
12	フィンランド	0.954	12	スペイン	0.825	12	スリランカ	0.737
13	デンマーク	0.952	13	ニュージーランド	0.823	13	英国	0.737
14	オーストリア	0.951	14	英国	0.786	14	スイス	0.736
15	米国	0.95	15	シンガポール	0.782	15	フランス	0.734
16	スペイン	0.949	16	トリニダード・トバゴ	0.78	16	レソト	0.732
17	ベルギー	0.948	17	フランス	0.78	17	スペイン	0.728
18	ギリシャ	0.947	18	米国	0.769	18	モザンビーク	0.727
19	イタリア	0.945	19	オーストリア	0.748	19	トリニダード・トバゴ	0.714
20	ニュージーランド	0.944	20	ポルトガル	0.741	20	モルドバ	0.724
21	韓国	0.942	21	イタリア	0.734	21	オーストラリア	0.724
22	香港(中国)	0.942	22	バハマ	0.73	22	南アフリカ	0.723
23	ドイツ	0.94	23	アイルランド	0.727	23	リトアニア	0.722
24	イスラエル	0.93	24	アラブ首長国連邦	0.698	24	アルゼンチン	0.721
25	韓国	0.928	25	アルゼンチン	0.692	25	キューバ	0.72
26	スロベニア	0.923	26	ギリシャ	0.691	26	バルバドス	0.719
27	ブルネイ	0.919	27	コスタリカ	0.69	27	米国	0.718
28	シンガポール	0.918	28	キューバ	0.674	28	ベルギー	0.716
29	クウェート	0.912	29	イスラエル	0.662	29	オーストリア	0.715
30	キプロス	0.912	30	エストニア	0.655	30	ナミビア	0.714
31	アラブ首長国連邦	0.903	31	チェコ	0.65	31	カナダ	0.714
32	バーレーン	0.902	32	マケドニア旧ユーゴスラビア	0.644	32	コスタリカ	0.711
33	ポルトガル	0.9	33	ラトビア	0.644	33	ベラルーシ	0.71
34	カタール	0.899	34	スロバキア	0.638	34	パナマ	0.71
35	チェコ	0.897	35	バーレーン	0.627	35	エクアドル	0.709
36	マルタ	0.894	36	ベルー	0.627	36	ブルガリア	0.708
37	バルバドス	0.889	37	スロベニア	0.625	37	エストニア	0.708
38	ハンガリー	0.877	38	クロアチア	0.622	38	タンザニア	0.707
39	ポーランド	0.875	39	ポーランド	0.618	39	ポルトガル	0.705
40	チリ	0.874	40	ナミビア	0.616	40	モンゴル	0.705
41	スロバキア	0.872	41	キプロス	0.615	41	キルギス	0.705
42	エストニア	0.871	42	リトアニア	0.614	42	ロシア	0.699
43	リトアニア	0.869	43	バルバドス	0.614	43	ウガンダ	0.698
44	ラトビア	0.863	44	ブルガリア	0.605	44	ジャマイカ	0.698
45	クロアチア	0.862	45	エクアドル	0.605	45	カザフスタン	0.698
46	アルゼンチン	0.86	46	スリナム	0.604	46	クロアチア	0.697
47	ウルグアイ	0.859	47	メキシコ	0.603	47	ホンジュラス	0.696
48	キューバ	0.855	48	タンザニア	0.6	48	ベルー	0.696
49	バハマ	0.854	49	パナマ	0.597	49	ポーランド	0.695
50	コスタリカ	0.847	50	ホンジュラス	0.59	50	コロンビア	0.694
51	メキシコ	0.842	51	ウガンダ	0.59	51	スロベニア	0.694
52	リビア	0.84	52	セントルシア	0.59	52	タイ	0.692
53	オマーン	0.839	53	レソト	0.589	53	マケドニア	0.691
54	セーシェル	0.836	54	ハンガリー	0.586	54	ウルグアイ	0.691
55	サウジアラビア	0.835	55	ガイアナ	0.586	55	ウズベキスタン	0.691
56	ブルガリア	0.834	56	セルビア	0.584	56	イスラエル	0.69
57	トリニダード・トバゴ	0.833	57	ベネズエラ	0.577	57	中国	0.688
58	パナマ	0.832	58	日本	0.575	58	エルサルバドル	0.688
59	アンティグア・バーブーダ	0.83	59	キルギス	0.573			
60	セントクリストファー・ネイビス	0.83	60	ドミニカ共和国	0.561	101	日本	0.643

出典：平成21年版「男女共同参画白書」(内閣府) p. 60、第1-1-14表。
 注：原資料は内閣府が国連開発計画(UNDP)「Human Development Indices: A statistical update 2008」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2008」より作成。測定可能な国数は、HDIは179か国、GEMは108か国、GGIは130か国。

都道府県別の男女平等度指標

都道府県	義務教育 前教育修 了率	高等教育 (女性/男 性)	女性の高 等教育卒 業者率	人口性比 (15～64 歳)	労働参加 率(女性/ 男性)	女性労働 参加率	相対給与 (女性/男 性)	女性 給与額	女性議員 の割合	総合	順位
	スコア										
鳥取	3	3	2	2	4	4	4	3	4	3.167	1
長野	3	1	3	2	4	4	3	4	4	3.083	2
京都	4	4	4	3	2	2	1	2	4	3.083	2
岡山	3	4	4	3	2	2	3	4	3	3.083	2
香川	4	3	3	3	3	3	2	3	3	3.083	2
東京	4	3	4	1	3	1	3	4	4	3.000	6
沖縄	4	4	3	2	3	1	4	1	4	3.000	6
石川	4	2	3	2	4	4	2	4	2	2.917	8
広島	3	4	4	3	2	2	2	3	3	2.917	8
徳島	4	4	3	3	3	1	4	4	1	2.917	8
岩手	1	4	1	3	3	4	4	2	4	2.833	11
山梨	1	4	3	1	3	4	4	4	4	2.833	11
岐阜	4	2	3	3	3	4	1	3	2	2.833	11
大阪	4	4	4	3	1	1	2	4	2	2.833	11
奈良	3	4	4	4	1	1	1	1	4	2.833	11
福井	4	1	2	2	4	4	4	4	1	2.750	16
福島	2	3	1	2	3	3	4	2	4	2.667	17
兵庫	2	4	4	4	1	1	1	1	4	2.677	17
山形	1	2	1	2	4	4	4	4	3	2.583	19
静岡	3	1	3	1	4	4	2	3	3	2.583	19
島根	3	3	1	2	3	3	3	3	2	2.583	19
高知	2	4	2	3	4	3	4	2	1	2.583	19
熊本	1	1	2	4	4	3	4	3	2	2.583	19
愛知	3	3	4	1	3	4	1	3	2	2.500	24
滋賀	3	3	4	1	2	3	1	1	4	2.500	24
愛媛	3	4	3	4	1	1	2	1	2	2.500	24
宮城	2	2	2	2	2	2	3	4	3	2.417	27
富山	4	1	3	2	4	4	1	2	1	2.417	27
山口	2	3	2	3	2	2	2	2	3	2.417	27
群馬	4	3	3	1	2	3	1	2	2	2.333	30
新潟	2	1	1	2	3	3	4	4	2	2.333	30
佐賀	2	2	1	4	4	4	2	1	1	2.333	30
長崎	1	3	1	4	2	2	3	1	3	2.333	30
三重	4	3	2	2	2	3	1	2	1	2.250	34
福岡	2	2	3	4	2	1	2	3	1	2.250	34
大分	3	2	2	4	2	2	2	1	1	2.250	34
秋田	1	2	1	3	1	2	3	3	3	2.167	37
茨城	2	2	2	1	1	2	3	4	3	2.167	37
栃木	3	2	2	1	3	3	2	2	2	2.167	37
千葉	2	1	4	1	1	2	3	3	3	2.167	37
和歌山	2	3	2	4	1	1	3	2	1	2.167	37
青森	1	2	1	3	3	3	4	2	1	2.083	42
神奈川	1	2	4	1	1	1	2	3	4	2.083	42
宮崎	1	1	1	4	4	3	3	1	1	2.083	42
鹿児島	1	1	1	4	2	2	3	1	2	2.000	45
北海道	1	1	2	4	1	1	1	1	3	1.917	46
埼玉	2	1	4	1	1	2	1	2	2	1.750	47

出典：吉田浩(2010)「日本における男女平等度指標の開発ーノルウェー統計局の男女平等度指標を参考にー」



住民が直面する今日的課題を先取りし、問題解決に向けて策定された施策を実行していく市の職員（ヒアリングには市長部局外ではありますが教育委員会の職員課も入っています）にも、比較的男女平等／人権尊重が法・制度によって守られた日常的な職場環境の中で、現存する男女差別の実態が意識化されにくいまま、結果、無意識の内に既存の仕組みやしきたり、社会通念を自明のものとし、それに寄り掛かってしまいがちになることもあるかもしれません。

まず、市民の生活全般に係る施策の推進を担う職員の意識の実態調査は、今後の「計画」立案のためにも、ぜひ実現させて頂きたいことです。「男女共同参画」社会のモデルは、まず市庁から示されたいと願っています。

女性管理職を増やすためのさらなる支援と共に、当人が最後まで仕事責任を果たせる職場環境づくりを意識化し、それに努めることは今後の大きな課題です。

同時に「審議会等」の委員への女性の登用の促進・拡大に努め、27年度までにその割合を40%とするよう、各担当課に助言・指導を徹底すること。

以上、2つの施策は「伊丹市男女共同参画計画」基本目標VI「計画の総合的な推進」－基本課題17「市の率先した取り組みの推進」の②と①にあります。

これらは、共に市の「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を方向づける基本的課題・施策であり、同時に「男女平等を阻む法・制度や慣行の見直し」と「教育・学習による意識の改革」と共に、「男女共同参画」社会に向けた社会の再構築のための根幹をなす三本柱のひとつです。



伊丹市における女性の登用・参画状況

審議会・委員会等の状況（22年4月1日時点）

	委員総数	うち女性委員数	女性の割合
法令・条例等に基づくもの	361	107	29.6%
行政委員会	37	7	18.9%
規則等に基づくもの	287	106	36.9%
計	685	220	32.1%

*平成27年度までに40%を目標↑

法の規定により大臣が委嘱するもの（22年4月1日時点）

	委員総数	うち女性委員数	女性の割合
人権擁護委員	9	4	44.4%
行政相談委員	4	1	25.0%
民生委員・児童委員	254	197	77.6%
保護司	60	22	36.7%
計	327	224	68.5%

市職員の状況（22年4月1日時点）

	職員数	うち女性数	女性の割合
職員数	2,005	787	39.3%
採用職員	101	44	43.6%
管理職総数	215	34	15.8%
うち一般行政職	122	14	11.5%

市議会議員の状況（22年4月1日時点）

	定数	うち女性数	女性の割合
市議会議員	27	5	18.5%

学校長等の状況（22年4月1日時点）

	総数	うち女性数	女性の割合
校長(小・中・特・高)	28	7	25.0%
教頭(小・中・特・高)	28	5	17.9%

PTA会長の状況（22年4月1日時点）

	総数	うち女性数	女性の割合
会長(小・中・特)	26	4	15.4%

自治会長の状況（22年4月1日時点）

	総数	うち女性数	女性の割合
会長	215	39	18.1%



女性の社会参画を確実に推進するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）については、今日なお消極的・否定的な見解もあります。

しかし、それは、歴史において久しく労働を男性と二分して担いつつ、公の世界ではその存在が軽んじられてきた女性の、男性と対等な社会の構成員としての地位、尊重されるべき一人の人としての尊厳・人権とを速やかに取り戻すためのひとつの手法であり、誤解されることもあるような、特に女性の権利だけを一方的に声高に叫ぶものではありません。

これを言い換えれば、今日、「男だって辛い」と言いつつ、相対的により多くの男性が獲得している社会的地位は、言うまでもなく、個人的に卓越した資質や能力による場合もありますが、少なくとも今日までは、当人がたまたま男性であるというだけの理由によって指導力や責任感、決断力を一方的に社会から求められ、それらを教化され、負わされてきた歴史的な社会／文化に負うところが大きい、といえるでしょう。

今日、女性と共に、このことに気付き、そこから生き方の転換を自由に模索しはじめている男性も少なくありません。両性の生き方は、今、個々に多様化してきています。そして、ようやく男／女が同じスタートラインに並んで立てるようになりつつある、という状況でしょうか。

「男女共同参画」という言葉は、確かに、堅いです。それもあって、それは「男も家事・育児を半分するべき」とか「女性をもっと登用しろ」といった一方的な権利主張と誤解されることがあります。しかし、それがそうでないことは「伊丹市男女共同参画計画」の「基本理念」にも明らかです。

それは、社会全般にわたる人々の個人の尊厳・人権に係る意識の深化や国際的な女性の社会的地位向上への潮流の高まり、そして何よりも深刻化する少子高齢化に対処すべき新たな社会の構築といった歴史的な新たな事態が、自ずから今日、私たちにより公正で公平・公明な個人の生き方・社会の在り方を考えるよう要請している課題にほかならないと考えます。

以下は、来年度、人事課に「伊丹市男女共同参画計画」（基本目標Ⅵ）に基づき、男女共同参画課との協働の下、重点的に取り組んでいただきたい基本課題です。

1. 庁内職員の「男女共同参画」に係る意識調査の実施。
2. 庁内部課及び外郭団体・附属機関等における管理職への女性の積極的登用。
3. 昇任試験受験可能者たちへの、受験者増へ向けた積極的働きかけと、そのための職場環境づくり（市庁キャリアカフェ・女性職員交流会などの設置）。
4. 「審議会等」の女性割合 40%（平成 27 年度）達成へ向けた各担当課への助言・指導の強化・徹底。（積極的改善措置の行使）



5. 職員の採用・配属における女性／男性の偏在の解消。(都市整備（ハード・ソフト共）、交通、消防、防犯、介護士・保育士・教員（市長部局外）等における男／女並存の促進）

今日、すべての施策に一貫されるべき「男女共同参画」社会推進の課題を統括する男女共同参画課の果たすべき仕事は数限りなくあるようです。そこから重点的に、男女共同参画課が固有に担うべき仕事として、(1) 基本的・定例的なもの、(2) 繰り返し個々の担当課への働きかけ、助言、指導を要するもの、(3) 未来のさらなる施策展開に向けて必要不可欠と考えられる事項の構想と実現への整備等を考え整理してみました。

市民部同和・人権室の中であって、市政の要のひとつとして、さらに積極的に「男女共同参画」施策の推進を主導し、市政をリードするような活動を示されているのではないのでしょうか。庁内における当部課の配置（設置場所）の再考も合わせて望まれるところです。

同時に、これまで市の施策の推進が、市民の側については専らそこに頼られていた感のあるオンブード・サポーターズのみなさんの声が、その枠を超えて、さらに多くの職員を含む市民のみなさんの耳に届き、共有されるような場に開放されたいと考えます。そのためには、まず第一により広く多様な市民層からなる男女共同参画推進委員会の設置が望まれます。

そこに醸成されてくる職員・市民の主体的な意識とそれによる大きな推進の力は、男女共同参画課の働きとの協働によって市の男女共同参画社会形成を加速させるのではないのでしょうか。いま、その方途、仕組みづくりが新たに考えられるべきときでしょう。

男女共同参画課に取り組まれない課題

1. 事業の広報 広報紙、自治会回覧板等の積極的活用
2. 意識調査は施策策定に必須。市民・職員対象に定期化
3. 職員研修－「市庁から始まる男女共同参画社会」推進のために
三年目研修・七年目研修・課長級研修の実施
4. 市民への啓発・学びの支援（定期性のプログラムを創る－市民支援への意識づけ）
男女共同参画週間（6月）、国際女性デーいたみミモザの日（3月）
女性・児童センター及び女性交流サロン開設記念講座（フォーラム）
グループ交流フェスタ 市民自主企画事業（「出前講座」公募）3件／年
男女共同参画川柳・標語・ポスター募集 1／年 等



5. 地域・学校・職場への「出前学習会」（目標 6 回／年）（広く募る）

4・5 の学びの主なテーマ：

- （1）「男女共同参画」「人権」に係る法・制度、「基本計画」、「基本方針」、「オンブード報告書」等の周知、国際化の中の日本の「男女共同参画」の現状等
- （2）DV・仕事と生活の調和・女性と就労・女性とメディア等、今日的な個別諸課題・問題等

6. 相談事業（DV 対応事業を含む）

「男女共同参画」・「人権」に係る公・私の問題

7. 「伊丹市男女共同参画計画」の推進体制に関して

（イ）政策・方針決定過程への女性の参画促進・拡大

女性職員の管理職への登用促進・拡大、人事課への助言・指導の強化

「審議会等」への女性の参画促進・拡大

各担当課への助言・指導の徹底、人材リストの充実

（ロ）「男女共同参画」・女性のための総合的な施設（活動拠点）として『男女共同参画』センター」を設置

（ハ）男女共同参画推進委員会の設置

市内の多様な団体・男女共同参画推進を担ってきたグループ・議員・行政・学識経験者等からなる委員会。市は、「伊丹市男女共同参画計画」の策定・その推進・進捗状況・調査実施等につき意見を求めることを目的とする。

施策（「計画」）は、個々に立場や見解を異にする多様な市民間の意見交換と相互啓発の中から練り上げられてくるものであってこそはじめて、市民全体のものとなり、その生活やまちづくりに活かされるものとなり、職員の方々にもその働きの功を期待することができるものとなるでしょう。

出来上がった「計画」の進捗状況を年に一度オンブードが検証し、総括する制度はあります。オンブード制度は、市と市民（の極く一部）が、男女共同参画推進の進捗状況とその成果を相互に検証し、確認することを目的とするものと考えますが、それを活かすためには、各部課自身の自己評価が前提とされます。そして、そのために基本的に欠かせないのは「計画」遂行への主体的関与（意識）です。

今後、当制度がさらに活かされ、年に一度の通過儀礼に堕することのないためにも、＜評価＞以前の、市と多種多様な市民との実質的な参画と協働による「計画」の策定が望まれます。

8. 男女共同参画社会の形成をより確かなものとするために、「伊丹市男女共同参画条例」を制定する（平成 27 年度までに）。（県下制定市 6 市、検討中 4 市 1 町）

＜人事課＞＜男女共同参画課＞



【DV 対策基本計画・配偶者暴力相談支援センター】

伊丹市では平成 20 年 6 月にかねてから要望のあった「配偶者等からの暴力対策検討委員会」が立ち上がり、議論が重ねられました。そして、検討委員会の提言を受け、平成 21 年 6 月、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」が策定されました。さらに、基本計画に基づき、平成 22 年 4 月、県下では神戸市に次いで 2 番目に、伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市 DV 相談室）が設置されました。DV 相談室では電話や面接による相談に応じています。

平成 17 年度に開かれた市長とオンブードの語る会にてオンブードが強く要望していた、DV 対策基本計画が実行される運びとなり、DV 被害者にとってもまた DV 家庭で育つ子どもにとっても、早期支援へ大きく踏み出したこととなります。伊丹市に配偶者暴力相談支援センターが立ち上げられたことにより、関係機関の連携がよりスムーズになっています。DV の根絶に向けて、伊丹市の果たす責務は意義があり、おおいに評価できます。他市との連携の充実や、被害者の自立支援など、基本計画をより実効性のあるものにしていただき、暴力防止に敏感な市民意識を啓発していくことを期待します。

＜男女共同参画課＞

【住宅・DV 被害者への優先入居、シェルター活用】

・平成 21 年度は 2 回の市営住宅空家入居者募集があり、母子・父子等世帯にも優先枠を設け、4 世帯が入居し一定の成果が見られました。

・配偶者暴力支援センターが平成 21 年度にできたことを受けて、DV の緊急避難先として市営住宅を活用できるようにしています。しかし、DV 被害の届け出などの手続きもあるので、入居まで一定の時間はかかります。また、目的外での使用のため DV の場合は 6 カ月～1 年の限定入居となります。

・高齢者、障がい者等世帯用としても優先枠が設けられているため、空家募集における母子、父子の優先枠には限りがあります。平成 21 年度の募集枠の比率は、概ね母子父子等世帯 15%、高齢者世帯 20%でした。エレベーターのない住宅については、1 階もしくは低層階は高齢者及び障がい者世帯の優先枠に設定されることが多いです。

・DV 被害者は母子・父子等世帯枠での申し込みができますが、総合的な生活支援のためには関係部署のみでの対応は難しく、関係団体や担当者会議で DV 被害者の生活支援をどのようにしていくかが課題です。平成 19 年から始まったネットワーク会議で各担当課が問題解決のため情報の共有を行うなど、充実を図っています。



・バリアフリー化など環境整備について

分譲共同住宅の管理組合に対し共用部のバリアフリー化の費用を一部助成しています。(平成 22 年度も継続事業)

<住宅課>

7-3 相 談

【女性のための相談】

伊丹市では「女性のための法律相談」及び「女性のためのカウンセリング」「女性の一般相談（平成 22 年度から「女性のなやみ相談」に改称）」が女性交流サロン(女性・児童センター)にて行われています。「女性のための法律相談」は毎月第 4 木曜日（土曜日の実施月も有り）に実施され、女性弁護士が対応しています。他の自治体では女性のための法律相談が廃止されるところもある中、伊丹市では相談できる体制を維持しています。

相談枠は年間 72 枠ある中、平成 21 年度は 55 件の相談がありました。女性のためのカウンセリングは月 4 回実施され、年間 264 枠のうち 238 件の利用があり、女性問題に対応する相談事業で常にニーズがあります。主な相談内容は、「パートナー・家族とのトラブル」「症状」「対人関係・トラブル」となっています。女性の一般相談は週 1 回実施され年間 75 件の相談があります。伊丹市は女性のための相談事業は利用者も多く、ニーズもあるので、今後も充実していく事を期待します。

また、相談者や利用者がエンパワーされて力を発揮する場所として女性交流サロンを位置づけ、今後はサポートグループの充実や、講座の受講者がキーパーソンとなるような体制づくりをお願いします。

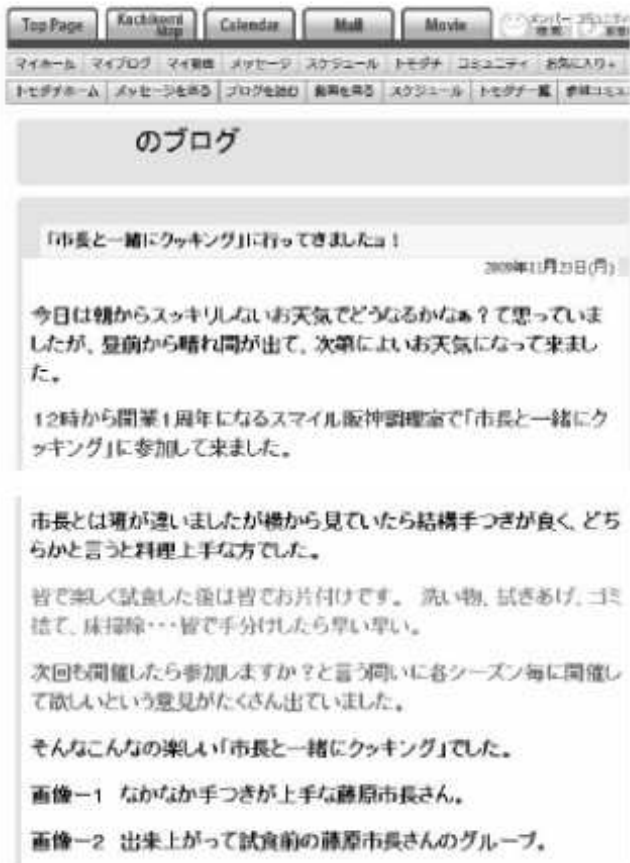
<男女共同参画課>



7-4 講座・研修

【男性の家事参加】

平成 21 年度には「市長といっしょにクッキング」が行われました。



のブログ

「市長と一緒にクッキング」に行ってきました！
2009年11月20日(月)

今日は朝からスッキリしないお天気はどうなるかなあ？と思っていましたが、昼前から晴れ間が出て、次第によりお天気になって来ました。

12時から開業1周年になるスマイル阪神調理室で「市長と一緒にクッキング」に参加して来ました。

市長とは曜が違いましたが横から見ていたら結構手つきが良く、どちらかと言うと料理上手な方でした。

皆で楽しく試食した後は皆でお片付けです。洗い物、拭きあげ、ゴミ捨て、床掃除・・・皆で手分けしたら早い早い。

次回も開催したら参加しますか？と言う問いに各シーズン毎に開催して欲しいという意見がたくさん出ていました。

そんなこんなで楽しい「市長と一緒にクッキング」でした。

画像-1 なかなか手つきが上手な藤原市長さん。

画像-2 出来上がって試食前の藤原市長さんのグループ。



(「市長といっしょにクッキング」参加者のブログより)

市長参加の男性料理イベントということで話題性が高く、複数の参加者がブログや SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を利用してあちこちで写真付きの情報を流しました。この話題が長くヒット件数ランキングトップになっていた伊丹の SNS もあり、男性の家事参加にむけての PR 効果は大きかったようです。継続を期待します。

＜男女共同参画課＞



7-5 啓発・ネットワーク

【オンブード・サポーターズ】

平成 18 年度に発足したオンブード・サポーターズが 4 年目を迎え、非常に充実した活動を行っています。オンブードのサポートのみならず、男女共同参画の啓発、市民の受け皿作りなど具体的で成果の見える働きも多くありました。今後もサポーターズの活躍に期待します。

平成 21～平成 22 年度秋の主な活動

①市民オンブードの活動の補助、支援（調査の実施やまとめなど）として、

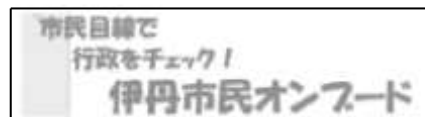
- ◆ヒアリングの基礎資料となる市内の情報・市民の意見収集
- ◆ヒアリング傍聴にもとづくオンブードへの助言

②オンブード制度や市男女共同参画計画の PR として

- ◆オンブードのリーフレットや名刺の作成
- ◆キャッチコピーの作成
- ◆ヒアリング時の部屋入り口の掲示作成
- ◆ホームページ、ブログでの情報発信
- ◆活動する市民をインタビュー（ゆるやかインタビュー）し、ブログや冊子で発信。
- ◆インターネット百科事典 ウィキペディアに「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード」を掲載
- ◆舞鶴のグループとの交流会
- ◆女性・児童センター 登録グループ活動発表会に参加



（ヒアリング時の掲示作成）



（キャッチコピー）

③「オンブードと語る会」、「勉強会」の運営

- ◆「オンブードと民生委員の語る会」、「がっつり報告会（市民への報告書報告会）」
- ◆勉強会「社会福祉の中に潜むオトコとオンナの不平等」関西学院大 今井小の実教授

④活動・人材育成の場として

- ◆平成 22 年 7 月 ブログ勉強会
- ◆『オンブード・サポたん』の設立。オンブード、サポーターズの定員数に縛られず、男女共同参画に思いのある市民が集まって活動するゆるやかな輪として、サポーターズが中心となり発足。現在メンバー 22 名。



オンブード・サポーターズミーティング

< 男女共同参画課 >

平成２２年度ヒアリングから見えてきた 取り組むべき重要課題

- 男女共同参画課主導による各課の施策実行
「伊丹市事務分掌規則」の男女共同参画課の項にも「男女共同参画計画の推進に関わること」と入れる
- 男女共同参画推進委員会の創設
- 男女共同参画活動拠点、男女共同参画センターの設置
- 伊丹市男女共同参画条例の制定
- 職員対象の意識調査の実施
- ３年目、５年目、課長級への研修の義務付け
- 方針・施策決定部門への女性登用の拡大（庁内管理職、審議会等への女性の積極的登用）
- 新規採用、配属時の男女の偏在の解消
- 幼児教育・学校教育・社会教育・生涯教育を通しての人権尊重・自尊感情の涵養とともに男女共同参画にかかる教育と学習の推進
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた施策の推進
（男性の家庭責任と女性の仕事責任の向上のために）
- 男性職員の育児休暇取得率を平成２７年度までに５％にする
（伊丹市子育て応援プログラムより）
- 男女共同参画に基づく地域社会の形成



「計画」の各課課題、施策目標値一覧

項目	目標	担当課
①管理職(課長以上・主幹を含む)の女性の割合	15.8% → H27年度までに25%	人事課
②昇任試験受験者の女性の割合(主査試験)	H27年度までに30%以上	人事課
③審議会の女性の割合	H22年度はH21年度 +3%。 H27年度までに男女とも40%以上 かつ女性のいない審議会等をなくす。	人事課 男女共同参画課 関係課
④職員研修(3年、5年、課長研修)	各々年1回	男女共同参画課 人事課
⑤男女共同参画課担当の出前講座の回数	H22年度4回 / 年 →H27年度8回 / 年	男女共同参画課
⑥オンブードと市民の交流の場 (語る会、報告会など)	5回 / 年以上	男女共同参画課
⑦保育所待機児童数 (要保育。年度末3月1日の人数)	H23年 4月1日 … 0人 H27年 3月1日 … 0人	保育課
⑧自治会長の女性の割合	H21年度15.3% → H27年度30%	まちづくり課
⑨老人クラブ会長の女性の割合	H21年度12% → H27年度30%	高年福祉課
⑩男性民生委員	H21年度22.5% → H27年度40%	地域福祉課
⑪伊丹市男性職員の育児休業取得率 (伊丹市子育て応援プログラムより)	H21年度0% → H27年度5%	人事課

来年度ヒアリング実施に向けて（各課へのお願い）

市民と行政の参画・協働としてのオンブードによるヒアリングを効果的に活用するために。

事前準備事項

- ①各課の構成（人数、階級別男女比、etc.）を出してください。
- ②各課の活動にかかる庁内関係部課、所属・所管する諸団体構成メンバーの男女別、区分別人数の明示、多様な市民団体の分かる関連組織図の提出をお願いします。
- ③担当の「審議会等」の構成メンバー表、男女比の提示をお願いします。
- ④ヒアリングへの参画・協働は、課長級及び各課への配属2年目以上の職員が昨年度報告書を精読の上出席してください。できる限り女性職員1名以上の出席をお願いします。
- ⑤事業内容すべてにかかわる資料（実施事業記録、数値に係るもの等）の提出をお願いします。
- ⑥その他、「男女共同参画計画」推進に参考となる資料の提出をお願いします。
- ⑦報告書（各課）については、「伊丹市男女共同参画計画」にある事業全般及び特記すべき重点的なものについて、目的意図に沿った成果がどれ程あったか、今後に残された課題は何か、次年度それにどう取り組むかを文章で書いてください。

女 性 相 談 リ ス ト

相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。

ご利用に際しては、あらかじめそれぞれの担当窓口にご確認ください。

相談項目	相 談 内 容	相談日時	担 当	場所・電話番号等
生活相談	相続・離婚・借金（サラ金・クレジット等を含む）・借地借家、等々 …日常生活上の諸問題についての相談	月曜日 13:00～16:00 水曜日 10:00～12:00 金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	司法書士	市役所2階 市民相談課 (784-8011) FAX 784-8132
法律相談	金銭消費貸借・不動産・相隣関係・諸契約など民事及び相続・離婚など家事に関するトラブル等々 …法律全般についての相談	火・木曜日 13:00～16:00	弁護士	※相談日が祝・休日の場合は休止
人権相談	人権侵害・いやがらせ・生活問題等についての相談	第2木曜日 13:00～16:00	人権擁護委員	人権啓発センター (781-6006) FAX 779-6224
		第3木曜日 13:00～16:00	人権擁護委員	市役所2階 市民相談課 (784 8011) FAX 784-8132 ※相談日が祝・休日の場合は休止
外国人のための行政・生活相談	行政・生活に関する相談 (英語・中国語でも対応します。)	月・水・金曜日 9:30～16:30 (要 電話予約)	国際・平和課職員	国際・平和課 (784-8148)
子育て電話相談	健康・情緒・ことばなど育児についての電話相談	月～金曜日 13:00～16:00	保育所(園)長または副所(園)長	公立全保育所(園)
すくすく育児相談	健康・育児・しつけなど育児全般についての面接相談	月曜日 13:00～16:00	保健師 栄養士	保健センター (784-8034) FAX 784-8139
幼児の相談	言葉遅れ・しつけ等の相談	予約時にお問い合わせ下さい	心理士 保健師	保健センター (784-8034) FAX 784-8139
子育て相談	子育てに関する悩みの相談	月～金曜日 9:00～17:00	子育て支援センター職員	こども部・こども室 子育て支援センター (いたみいきいきプラザ1階) (771-1152) FAX 772-4560
	子育てに関する悩みの相談 子ども(0歳～18歳)の養育についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	家庭相談員 こども福祉課職員	〈家庭児童相談室〉 (780-3518) FAX780 3527

相談項目	相談内容	相談日時	担当	場所・電話番号等
母子相談 寡婦相談 父子相談	母子・寡婦・父子家庭のあらゆる生活についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	母子自立支援員 こども福祉課 職員	〈こども福祉課〉 (784-8127) FAX780-3527
障がい者 (児)相談	手帳発行や福祉サービス利用についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	障害福祉課職員 こども福祉課 職員	18歳以上のかた 〈障害福祉課〉 (784 8032) FAX784-8036 18歳未満のかた 〈こども福祉課〉 (784-8127) FAX780-3527
障がい者 生活相談	障がいのある方の自立生活についての相談や就労に向けての相談	月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)	センター 職員	地域生活支援センター (いきいきプラザ内) (787-6798) FAX 787-6911
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	月～金曜日 (祝日除く) 9:00～17:30 (まずはお電話を)	DV相談員	DV相談室 (伊丹市配偶者暴力 相談支援センター) (780-4327)
女性のな やみ相談	女性の日常生活上の悩み・心配 ごとの相談、子どものしつけ・教育、 子育ての不安や悩みの相談	第1,2,3,5木曜日 第4日曜日 13:00～17:00 (予約不要)	相談員 ※電話による相談	電話相談専用電話 (744-0141)
		10:00～12:00 (要予約)	※面談による相談	
女性のた めのカウ ンセリン グ	家族関係や職場の人間関係での 悩み、自分の生き方で悩んでいる 女性のための相談	第1・3水曜日 14:30～19:30 第2・4金曜日 10:00～13:00 14:00～17:00 (要予約)	フェミニスト カウンセラー (女性問題専門家)	女性・児童センター 相談予約 (772-7248) ※相談日が祝日、祝日 の翌日となる場合、日 程変更することあり
女性のた めのセク ハラ相談	セクシュアル・ハラスメント(スクール セクハラ・職場でのセクハラ)で悩ん でいる女性のための相談	毎月 第1水曜日 14:30～15:30 (1週間前までに 要予約)		
女性のた めの法律 相談	家族関係のトラブル等、女性のた めの法律相談 (※ 初回の方、優先です。)	毎月 第4木曜日 13:00～16:00 (上曜日も実施月あり) (要予約)	弁護士	
女性のた めのチャ レンジ相 談	子育てや介護等で一旦退職し、 再び就職、地域活動等にチャレ ンジしようとする女性のための 相談	毎月第4月曜日 10:00～12:00 13:00～15:00 (要予約)	キャリア カウンセラー 社会保険労務士	

相談項目	相談内容	相談日時	担当	場所・電話番号等
青少年相談 (来所相談)	青少年に関する悩みや問題等についての面接相談	月～金曜日 10:00～17:00	少年愛護センター職員	少年愛護センター (総合教育センター内) (780-3540) FAX 770 9471 電話相談専用 (770-8742)
(電話相談)	青少年に関する悩みや問題等についての電話相談	月～金曜日 10:00～19:00 土曜日 13:00～17:00		
教育相談	不登校、いじめ、集団生活への不適応等の問題を持つ園児・児童・生徒及びその保護者に対する相談	要予約 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00	専門の相談員	総合教育センター・来所相談 平日 9:00～18:00 (780-2484) 18:00～21:00 (780-2480) 土曜 9:00～17:00 (780-2484) ・電話相談 平日 9:00～18:00 (772-6171)
学習相談	生涯学習に関しての情報の提供及び講座等の企画についての助言や講師等の紹介。	火～土曜日 9:00～17:30 日曜日・祝日 9:00～17:15 (毎週月曜日・年末年始を除く)	中央公民館職員	中央公民館 (784-8000) FAX 784-8001
		休館日(火曜日・同日が祝日の場合はその翌日・年末年始を除く毎日 9:00～21:00 日・祝 9:00～17:00	ラストホール職員 (生涯学習センター)	ラストホール (生涯学習センター) (781-8877) FAX 781-9292

他の関連機関の相談(参考)

国や県、その他の関連機関でも各種の相談業務が行われています。

その主なものは次のとおりです。

なお、それぞれの相談項目ごとに、相談日、申し込み方法などが異なりますので、利用を希望される方はあらかじめお問い合わせのうえご確認ください。

機関の名称	相談内容	問い合わせ先
神戸地方法務局 伊丹支局 (伊丹市役所西側)	・人権侵害・いやがらせ等についての相談	779-3451 FAX 779-3452
ハローワーク伊丹 ＜伊丹公共職業安定所＞ (伊丹市役所西側)	・求職者への職業相談・職業紹介及び雇用保険失業給付など ・求人受理及び事業主への雇用に関する各種の相談・援助事業	772-8609 (ハローワーク) FAX 770-8629
法テラス (日本司法支援センター)	・解決に役立つ法制度や最適な相談機関の紹介 ・資力の乏しい方の裁判費用等の立替など ・裁判員制度について	0570-078374 (おなやみなし)

平成22年度 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録

- 3／7 いたみミモザの日（オンブード報告、語る会） … 女性・児童センター
- 3/15～4/15 オンブード公募期間 募集：1人
- 3/15～4/15 オンブード・サポーターズ公募期間 募集：5人
- 4／19 オンブード面接
- 5／6 オンブード委嘱式、サポーターズとの顔合わせ会議 … 市役所南館
- 5／8 オンブード打ち合わせ
- 5／10 ベイコミュニケーションズとの打ち合わせ
- 5／14 ケーブルテレビ収録（石崎氏）5月下旬放映
- 5／15 オンブード、サポーターズ引き継ぎ会議（サポたん会議） … スワンホール
- 6／21 ヒアリング打ち合わせ … アイホール
- 6／22 課長級研修打ち合わせ・ヒアリング【住宅課】
- 6／23 ヒアリング【環境保全課】【スポーツ振興課】【生活安全課】【交通局】【家庭教育課】
- 6／26 男女共同参画推進市民フォーラム（オンブード報告会） … 女性・児童センター
- 7／1 男女共同参画施策推進研修 … 消防局
- 7／6 ヒアリング【障害福祉課】【健康福祉課】
- 7／20 サポーターズとの打ち合わせ
- 7／21 ヒアリング【社会福祉協議会】
- 7／22 ヒアリング【保育課】【総合教育センター】
- 7／23 ヒアリング【人事課】【広報課】
- 7／27 ヒアリング【職員課】【地域福祉課】
- 7／27 ヒアリング【職員課】【地域福祉課】
- 7／29 ヒアリング【図書館】【青少年課】【商工労働課】【農政課】
- 8／3 ヒアリング【子育て支援課】【国際・平和課】【消防局】
- 8／4 ヒアリング【こども福祉課】【人権教育室】【こども企画課】
- 8／5 オンブードと語る会（民生委員） … いきいきプラザ
- 8／6 ヒアリング【消費生活センター】【高年福祉課】
- 8／13 オンブード打ち合わせ（ヒアリングについて） … 市役所
- 8／16 ヒアリング【保健体育課】【社会教育課】
- 8／17 ヒアリング【少年愛護センター】【介護保険課】【危機管理室】
- 8／18 ヒアリング【中央公民館】【スポーツセンター】【市民相談課】
- 8／19 インタビュー（サポーターズブログで発信）【片山氏】

- 8/20 ヒアリング【生活環境課】【まちづくり課】【消費生活センター2回目】
- 8/24 ヒアリング【市立伊丹病院】【学校教育担当】
- 8/25 ヒアリング【社会福祉事業団】【男女共同参画課】
- 8/26 ヒアリング【男女共同参画課】
- 9/10 ヒアリング【男女共同参画課】
- 9/15 オンブード打ち合わせ（報告書について） … アイホール
- 9/16 インタビュー（サポーターズブログで発信）【高島氏】
- 9/21 サポーターズとの打ち合わせ … 市役所南館
- 9/28 オンブード打ち合わせ（報告書について） … 産業・情報センター
- 10/4 オンブード・サポーターズ勉強会「社会福祉の中に潜む、オトコとオンナの不平等」
（関西学院大 今井氏）… 女性・児童センター
- 10/13 オンブード打ち合わせ（報告書について） … アイホール
- 10/19 男女共同参画推進本部幹事会 10:00-12:00 … 総合教育センター
- 10/19 オンブード打ち合わせ … 男女共同参画課
- 10/27 男女共同参画推進本部会議 10:00-12:00 … 企画会議室
- 12/7 オンブードがつつり報告会 10:00 … スワンホール（予定）
- 12/10 ケーブルテレビ収録【高島氏】 12月下旬放映（予定）
- 2/7 オンブード・サポーターズ勉強会「近代の光と影～女性／男性問題を考える一つの視点～」（神戸女学院大 高島氏）（予定）
- 3/6 いたみミモザの日（オンブード報告）（予定）

オンブード、サポーターズからの二言みこと

(終わりに変えて)

オンブード コメント その1 _____

炎暑と共に過ごしたヒアリングの日々、さらにそのまともに矢の如く飛び去っていった日月のこと、後日、2010年といえば、錯綜する様々な思いと共に想起されるのは、これを描いてないことでしょう。

「計画」の進捗状況について、職員の方々と年に一度語り合い、それを確認し合おうと臨んだヒアリングの場、そこでまず目に飛び込んできたのは、部屋の床に散乱しているゴミと屑、そして汚れ。多くの人の気遣いの外で無視され、それらが放置されたままの部屋。子どもなら「お部屋が可哀そう！」と叫んでしまいそうなその有様。「ここで(ヒアリングを)するのですか」。そのとき思わず問うたのは、すでに部屋の綺麗/汚いのレベルの問題をはるかに超えて、いま、市を挙げて真摯に取り組まれている重いはずの課題、その理念そのもの、ひいてはオンブード制度そのもの、それらとこの部屋との間の大きな落差に、瞬時戸惑いを禁じえなかったからです。

「男女共同参画」は、人と社会の品位に関わることと心得ています。この課題への取り組みの姿勢もまた、同じことにちがひありません。「お掃除、掃除機があればわたくしがしますよ」と申し出て数日後、職員の方が壊れかけた掃除機をかけて下さり、少しすっきりもし、気持ちを立て直しました。感謝でした。

ヒアリングを通して考えたことは、庁内上層部の課題推進に係る企図や見識が、十分、施策の実行を直接担う現場に浸透していないのではないかということ、加えて、それと符合するかどうか、「計画」にみられる「男女共同参画」に係る伊丹市固有の現状と問題が見えないままの過剰な施策・事業内容の列举の問題。それは、現場の職員の方々にとっては、かえって「計画」の背後にある「基本理念」を見失わせ、個々の施策・事業内容の優先順位を見極め難くし、結果として仕事を進める内発的な動機づけ・主体的な関与を困難にしているのではないかということでした。仕事は、問題が十分納得されてはじめて自己評価を伴う責任をもって果たされることでしょう。三つ目は、推進のための広範な市民への働きかけはこれからなのであろう、と考えられたことでした。

今度、ヒアリングの対象となった40に及ぶ各課の課題への対応は、当然なことながら多様でした。議論の弾んだ課もあれば、目下、現状の中で施策の展開を模索中というところ、また、わたくし自身不本意ながらやむなく「聞かざる・言わざる」に徹してしまったところも一、二あったでしょう。

事業の検証・評価は、唯、それがオンブードに全面的に投げられ、オンブードが一方的に行うということではありえず、各部課が自らその働きの意義を考え、自らその活動を評

価していることを前提とします。それは、また、その役割が莫大な時間と労力をかけての単なる各課の施策実行状況の聞き取りに留まるものではないオンブード（極少の市民）とそして職員、この対等な主体同士がヒアリングの場における相互啓発と学び合いを通して一歩前進のための課題を新たに探っていくことであろう、と考えます。

これまでオンブード制度を担ってこられた方々の尽力と実績に感謝し、それがさらに活かされるためにも、今後、その在り方や実施方法が、適時見直されることが期待されます。

「報告書」は、限られた時間の中で、さらにその仕上げに予想以上の時間を要し、満足いくものではありません。しかし、そこに次年度に向けた小さなヒントの断片でも見つけて頂けたら幸いに存じます。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード 高島 進子

オンブード コメント その2 -----

5年ぶりにオンブードを引き受け、とても新鮮な気持ちになりました。ヒアリングの場で前回オンブードを引き受けた時と大きく変化したのは、各課が男女共同参画社会の実現に前向きに関わっておられる事でした。短時間ではあるものの質問あり、議論ありの密度の濃い時間を共有できたことは、報告書にも反映できたのではと自負しています。またオンブード・サポーターズの皆さんが時間の許す限り、ヒアリングの場に来てくださったことも市民の声が反映できる一助となりました。

大きな一歩は、今年度伊丹市DV相談室（伊丹市配偶者暴力相談支援センター）が庁内に設置されたことです。5年前に行われた市長とオンブードの語る会で強くお願いしたDV被害者の支援ですが、実現は厳しい様子でした。しかし、県下で2番目に配偶者暴力相談支援センターが設置されたことは、男女共同参画社会の実現への大きな一歩です。このように、伊丹市においては様々な場面で確実に浸透し、実現していると思っています。

そして今年はオンブードもターニングポイントを迎えたのではないのでしょうか。オンブードと各課とのやりとりが実に活発に行われました。このプロセスを生かして男女共同参画社会の実現を目標に、市民と行政が協働していくことが一層必要です。今年度のやりとりを生かして、来年のヒアリングもより活発に、またより効果的に実行していきたいと考えています。

オンブード制度とそれに伴う男女共同参画社会の実現は、かねてより市民への周知が課題となっています。今年度、民生委員児童委員とオンブードの語る会が実現したことは実に意義深いことです。今後も伊丹市のキーパーソンとなる人々に男女共同参画社会の実現を発信し続けて、手を携えていきたいと思ひます。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード 石崎 和美

実行力アップ大作戦

「計画はよい。各課はがんばっている。なのに進捗が重たい」これがオンブードサポーターズ3年間の感想であり、オンブードになってからはその原因と対策を考えていました。

『計画や企画は良いが、実行力が弱い』これが見えてきた伊丹市の特徴です。言い換えれば、良い計画・企画を立てる力を十分に持っている、あとはそれを実行する力を磨けばよりレベルの高い市になれる。その可能性のある市だと感じました。

『実行力アップ』という視点から、昨年の報告書で『PDCA』の重要性を書かせていただきました。ヒアリングを通して見ていると、P(プラン：計画・施策)はとてもよいものがあります。しかし、D(ドゥ：実行・具体的に何をするか)で質がぐっと落ちるケースが出てきます。そしてC(チェック：実行した結果、目的を達したかを振り返って評価する。達してなければ改善点を探す)や、A(アクト：見つけた改善点をフィードバックする)に至っては、あまりなされていないか、やり方が分かっていない課が多いように感じました。

命に関わる部門はさすがに打てば響く対応があり、常に仕事の質をより高める意欲とその実行力が感じられました。広い意味で市民の命、安全、生活を守る働きのある課も高い傾向にありました。共通して言えるのは、施策の目的を共通認識・目標としてしっかりとつかんでいることです。施策をすることが目標ではなく、施策の目的を達することが目標であることがポイントのようです。

『実行力アップ』という視点から、今年は『横通しマネジメントの強化』を提言します。民間企業では複数の部門にまたがる仕事が発生すると『取りまとめをする課』が指定されます。そこが、仕事を分担された課がちゃんと成果を上げるようにマネジメントをする責任と権限を持ちます。全体の成果の良し悪しは取りまとめ課が責任を持ちます。ですので、横通しマネジメントが十分に行われていない伊丹市の仕事のしかたはとても不思議に思えます。

例えば、施策番号 17-1 には『審議会等の委員は男女ともに 40%以上にする。平成 27 年度までに』があり、多くの課が関連しています。工夫して成功している課もあれば、成果が出ない課、方法が見つからずに困っている課も多くあります。ていねいにヒアリングすると他の課に役立つアイデアを持っている課や、他に相談すれば解決する悩みを持っている課がありました。この施策の担当課が時々集まって、情報交換や意見交換をしてはどう

でしょう。その場で進捗をフォローすることも必要です。そのためには、それをどこかがマネージメントする必要があります。

ヒアリングの中で、「よその課の仕事に口出しなんて」「アドバイスするなんて」「アドバイスを求めるなんて」「よその課の人間に仕事の進捗をフォローするなんて」・・・そんなこととんでもないとの反応がいくつもありました。民間企業出身の私としては、通しの仕事には、横通しのマネージメントをする課がつくのは当たり前のことなので、これらの意見には驚きました。これが役所独特の縦割り意識なのかもしれません。

互いに他の課に変な遠慮をしすぎではないでしょうか。取りまとめ課はそれが仕事なのだから、堂々と他の課の担当者に指示を出せるようになるべきです。担当者はそれを課に持ちかえり課内で相談しながら実行すればいいのです。

伊丹市の仕事が劣っているとは決して思いません。伊丹市の多くの方は前向きに熱心に仕事をしておられますし、市民の視点で見ても成果もあげています。

だからこそ、ここで従来の壁を破って大きく進化してはどうでしょうかという提案です。市役所の中ではあまりなじみのなかった仕事のしかたも取り入れることで、実行力がぐっと上がるのではないのでしょうか。

提 言

男女共同参画計画の実行力を上げるために、『横通しマネージメントの強化』として以下の3点を提言します。

①意識改革

伊丹市男女共同参画計画は、横通しプロジェクトだという認識を全員が持ち、部課をこえて意見・情報交換をする意識を持つ。

②体制の強化

取りまとめ課に、計画を実行する責任と実行させる権限を与える。

③具体的な行動

取りまとめ課が、定期的に関連課を集めて仕事のフォローをする。
会議以外にもこまめに指導・アドバイス・協力を行う。

……「取りまとめ課」は課、部、幹事会、本部会のいずれかを想定しています

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード 片山 実紀

サポーターズ コメント -----

◆いくつか傍聴させていただいたオンブードさんの各課へのヒアリングは、「記録的猛暑」と言われた今年の夏の暑さに負けないほど、三者三様、聞き応えのある「熱い」ものでした。初めてのヒアリングだからこそ、率直かつ鋭い疑問を投げかけられる高島先生。2年目を迎え、「更に深く掘り下げて聞き取ろう」という意欲が、はしばしに感じられる片山さん。再任オンブードとして、徹底した弱者の視点からの発言が光る石崎さん。

そのヒアリングをもとに、大胆に形式を変えた今年の報告書は、私を含めた多くの市民の方に「男女共同参画社会というものの実現は難しい問題ではなく、自分たちの日々の生活に身近なことである」ということを実感として理解させてくれるものであるに違いないと確信しています。

★大林千雪★

◆「オンブードヒアリング」を傍聴させていただいて、各課への的確な質問や協業の為に、事前によく準備されている様子がかうかがえました。

ヒアリングの場で「男女共同参画センター」が話題になった時に、この問題に長くかかわってきたサポーターズが求められて経緯を語って貢献し、それを受けて担当課の方が近未来の情報を提供されました。それらを踏まえてオンブードの方々が来年に向けての具体的提案をされて、まさに「協業」を目の当たりにした思いがしました。ヒアリングの後のミーティングではサポーターズの意見も取り入れられて、次の方策を話し合えてよかったと思いました。

この様な積み重ねがあつてこそ、ここまで前進してこられたのだと思いました。この報告書を読まれた皆さんと一緒に、更に進んで行けたらいいなと思います。

★笹尾照美★

◆男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが行動、実践できる計画が策定され、市民と行政の協働により推進されると思います。ヒアリングを傍聴させていただき、オンブードの皆さんの市民の目となり声となり、その場に臨む姿に『熱い思い』をひしひしと感じました。どの課に対しても事前の準備による的確な質問や意見が交わされ、限られた時間はギュッと中味の詰まったものでした。担当者からも思いを受け取る責任と、共に手を携えて進みたいと感じられる言葉が聞かれた場面もありました。このようなやり取りから出来上がった今回の報告書を通して、私たちの「まち」が更なる前進につながる事を願っています。

★中山直子★

◆今回のヒアリング傍聴で特に強く感じたのは、オンブードさんは、課の「できている」「できていない」を単にチェックしているのではなく、「一人ひとりが自分らしく希望（夢）を持って暮らせる伊丹市」になるには、「どうすれば良いのか」「本当に何が必要なのか」を課の人と一緒に考えようとしている、ということです。ヒアリング会場には、オンブードさんの愛と夢が溢れていて、それに気付いた担当者は、自ら目標（夢）を口にされました。この「気付く人」「気付かない人」の違いは、男女共同参画の大切さを本当に「知っている」「知らない」の差なのでしょう。希望（夢）を持って仕事をしていただくには、心のこもった（夢を持った）講座や研修を繰り返し行って、「知ってもらう」「気付いてもらう」「自ら夢を持ってもらう」ことが大切だと改めて感じた、ヒアリングでした。

★波多江みゆき★

◆「男と女がより良い関係をもって仲良くこの地上に暮らすことをめざして。」
友人つながりのなかで、男性が参加することにこそ意義があると思い定めて、
オンブード・サポーターズの一員に加えてもらっています。
親の代からのお店を継いで、ずっと伊丹の町で働き暮らしながら、
出会ったすばらしい仲間たちとともに、この地をより良くしたいと望みます。

ヒアリングには一度きりしか参加できませんでした。

お役所ならではの耳慣れない語句や、わかりづらい話もありましたが、
あとから私なりの率直な感想を、たとえ的外れであったとしても、
聞いていただけて良かったです。

話すのは苦手ですが、聞くこと書くことは大好き。

だから私の得意ワザは「インタビュー」です。

★元見三郎★

◆フォーラムやイベントをいくら実行しても参加する市民はごく一部でしょう。又この活動が一番遅れているのは民間企業です（私もかつて民間企業勤めでしたので痛切に感じます）。そして市民は他市の企業に勤めている方々が多いようです。そこで伊丹市から次のような提案を国へしてはどうでしょうか。政府あるいは県が男女共同参画に積極的に活動している企業（女性管理職が多く、育児施設を備えたり活動教育が熱心で男性の育児休業取得が多い）を表彰したり、それぞれの活動に対しポイントをつけ税金の率を考慮する。

★吉永 深★



石 崎

高 島

片 山

平成 22 年度 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

資料

伊丹市男女共同参画のあゆみ

1972年（昭和47年）	伊丹市立働く婦人の家開設
1979年（昭和54年）	伊丹市企画室に婦人問題担当を設置
1980年（昭和55年）	伊丹市生活文化部に婦人青少年課を設置
1981年（昭和56年）	伊丹市婦人施策推進会議設置
1986年（昭和61年）	伊丹市婦人施策推進会議より最終報告
1989年（平成元年）	伊丹市女性団体懇話会設置、第1回女性フォーラム開催
1990年（平成2年）	（仮称）伊丹市女性センター建設懇話会設置、第2回女性フォーラム開催
1991年（平成3年）	伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会設置 第1回伊丹市『女と男の暮らしと意識調査』実施 第3回女性フォーラム開催
1993年（平成5年）	（仮称）伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会より提言 伊丹市女性施策推進本部設置
1994年（平成6年）	伊丹市市民文化部に女性政策課を設置、伊丹市女性政策懇話会設置
1995年（平成7年）	伊丹市女性政策懇話会より提言
1996年（平成8年）	伊丹市女性のための行動計画策定 第2回男女共同参画型社会づくりに関する市民意識調査実施
1997年（平成9年）	男女平等に関する表現指針発行、伊丹市女性施策市民オンブード設置 伊丹市ファミリーサポートセンター事業開始
1998年（平成10年）	伊丹市女性交流サロン設置、伊丹市男女共生教育基本方針策定
1999年（平成11年）	伊丹市セクシュアルハラスメント防止等に関する指針策定 男女混合名簿を市内全学校園で実施
2000年（平成12年）	自治人権部同和・人権室に男女共生社会推進担当を設置 伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク設置、伊丹市女性政策懇話会設置
2001年（平成13年）	第3回男女平等に関する市民意識調査実施 伊丹市女性政策懇話会より提言
2002年（平成14年）	伊丹市女性のための行動計画中間見直し
2004年（平成16年）	男女共生社会推進担当を男女共同参画担当に名称変更 伊丹市女性施策推進本部を伊丹市男女共同参画推進本部に名称変更 第4回男女平等に関する市民意識調査実施 伊丹市男女共同参画政策懇話会設置
2005年（平成17年）	伊丹市男女共同参画政策懇話会より提言
2006年（平成18年）	伊丹市男女共同参画計画策定 女性施策市民オンブードを男女共同参画施策市民オンブードに名称変更 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ設置
2007年（平成19年）	市役所にDV専門相談員配置
2008年（平成20年）	（仮称）伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会設置
2009年（平成21年）	（仮称）伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会より提言 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画策定 伊丹市男女共生教育基本方針見直し
2010年（平成22年）	伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市DV相談室）開設

市民オンブードー覧

伊丹市女性施策市民オンブード

- 第1期 任期平成9年11月1日～11年10月31日
 山崎 昌子 (公募) フリーライター 伊丹市稲野
 長谷川 京子 (市長推薦) 弁護士 神戸市
- 第2期 任期平成11年11月1日～13年10月31日
 白神 利恵 (公募) 大学院生 伊丹市東有岡
 ＊13年4月末退任
 朴木 佳緒留 (市長推薦) 神戸大学教授(発達科学部) 神戸市
 ＊朴木委員は特別決裁により、任期を6カ月間延長し、14年3月31日までとする
 ＊さらに2年間の任期を延長した(16年4月30日まで)。
- 第3期 任期平成13年5月1日～15年4月30日
 中山 直子 (公募) 子育て情報誌グループ 伊丹市荒牧
 ＊白神委員の退任により欠員が生じたため
- 第4期 任期平成14年5月17日～16年4月30日
 今井 真理 (公募) 伊丹市千僧
 ＊平成14年4月1日に要綱を改正し、定数を2名から3名に増員したことによる
- 第5期 任期平成15年5月12日～17年4月30日
 浅井 淳子 (公募) 伊丹市北伊丹
 ＊朴木委員は特別決裁により、任期を2年間延長した。
- 第6期 任期平成16年5月17日～18年4月30日
 石崎 和美 (公募) 伊丹市伊丹
- 第7期 任期平成17年5月9日～18年4月30日
 山本 千恵 (公募) 行政書士 伊丹市野間

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

- 第1期 任期平成18年5月15日～20年3月31日
 朴木 佳緒留 (市長推薦) 神戸大学教授(発達科学部) 神戸市
 山本 千恵 (市長推薦) 行政書士 伊丹市野間
 大澤 欣也 (公募) 人権擁護委員 伊丹市大鹿
 ＊山本氏の任期は女性施策市民オンブードの1年間を算入し、19年3月31日まで
- 第2期 任期平成19年5月1日～21年3月31日
 波多江 みゆき (公募) ライター 伊丹市池尻
 ＊朴木委員は特別決裁により、任期を2年間延長した。(平成22年3月31日)
- 第3期 任期平成20年5月1日～22年3月31日
 田中 利明 (公募) 民生児童委員 伊丹市鈴原
- 第4期 任期平成21年5月1日～23年3月31日
 片山 実紀 (公募) 神戸大学大学院研究員 伊丹市荻野
- 第5期 任期平成22年5月6日～24年3月31日
 石崎 和美 (公募) 元オンブード(平成16～17年度) 伊丹市伊丹
 高島 進子 (市長推薦) 神戸女学院大学名誉教授 伊丹市伊丹
 ＊朴木委員退任のため、後任を高島氏に依頼。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

(目的)

第1条 伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより、本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り、男女平等の社会を実現することを目的として、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民オンブードの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の調査に関すること。
- (2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち、自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関すること。
- (3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関すること。
- (4) その他市長が特に委嘱する事項

(職務の対象としない事項)

第3条 市民オンブードは、次に掲げる事項については、その職務の対象としない。

- (1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項
- (2) 市職員の勤務条件、身分等に関する事項
- (3) 市民オンブードの身分等に関する事項

(責務)

第4条 市民オンブードは、男女共同参画に関する施策の監視役として、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

- 2 市民オンブードは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。
- 3 市民オンブードは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民オンブードの職務の遂行を尊重し、積極的に協力しなければならない。

(組織)

第6条 市民オンブードの定数は、3人とする。

- 2 市民オンブードは、地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。
- 3 市民オンブードは、公募により募集した者のうちから、前項の条件を満たす者を市長が選考のうえ、委嘱する。ただし応募した者が前項の条件に該当しない場合は、市長は応募した者以外の者で、市長が適当と認める者に委嘱する。
- 4 市民オンブードは、その職務の遂行にあたっては、協議により行うものとする。

(任期)

第7条 市民オンブードの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第8条 市長は、市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

(兼職等の禁止)

第9条 市民オンブードは、次の職を兼ねることができない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条に定める選挙による職
- (2) 政党その他政治団体の役員
- (3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

(調査)

第10条 市民オンブードは、調査のため必要があるときは、市の関係機関に対し説明を求め、関連する文書その他の資料を閲覧し、若しくは提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 市民オンブードは、第2条第1号から第3号までに基づく調査を行う場合は、市の関係機関に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(調査報告書の作成等)

第11条 市民オンブードは、毎年度、決算が議決により認定された後に、当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し、意見を付して市長に提出しなければならない。

2 前項の意見表明を受けた市の機関は、その意見を尊重しなければならない。

3 市民オンブードは、報告書及び意見の作成に当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(庶務)

第12条 市民オンブードの庶務は、市民部同和・人権室男女共同参画課が行う。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民オンブードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

市民オンブード・サポーターズ一覧

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ

第1期 任期平成18年6月1日～19年3月31日

石崎 和美	片山 実紀	佐原 和美
元見 三郎	平田 清治	湯川 英子

第2期 任期平成19年6月1日～20年3月31日

石崎 和美	大林 千雪	片山 実紀
田中 利明	元見 三郎	湯川 英子

第3期 任期平成20年6月1日～21年3月31日

大林 千雪	片山 実紀	佐原 和美
中山 直子	元見 三郎	湯川 英子

第4期 任期平成21年6月1日～22年4月30日

大林 千雪	佐原 和美	中山 直子
波多江 みゆき	元見 三郎	

第5期 任期平成22年5月6日～23年4月30日

大林 千雪	笹尾 照美	中山 直子
波多江 みゆき	元見 三郎	吉永 深

伊丹市男女共同参画施策 市民オンブード・サポーターズ設置要領

(主 旨)

第1 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という）に協力して活動を行うことにより、市民オンブードの活動を円滑に推進するため、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ（以下「サポーターズ」という）を設置する。

(活動事項)

第2 サポーターズの活動事項は次のとおりとする

- ① 市民オンブードの調査・報告活動の補助および支援に関すること。
- ② 市民オンブードについて市民への周知および広報活動に関すること。
- ③ その他男女共同参画の推進に関し、市民オンブードが必要と認めた事項に関すること。

(責 務)

第3 サポーターズは、公平かつ適切に活動を行い、その立場を政治的な目的のために利用してはならない。また、活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(組 織)

第4 サポーターズの定数は6人以内とする。

第5 サポーターズは、男女共同参画の推進に関して理解のある者のうちから、一般公募による選考の上、市長が委嘱する。

第6 サポーターズの委嘱にあたっては、男女の構成比を考慮した上で積極的改善措置に努める。

(応募資格等)

第7 サポーターズの実応募資格は、18歳以上の市内在住・在勤・在学の者で、本市の行政機関職員および議会の議員でない者とする。

第8 サポーターズの公募、申し込みおよび選考の方法については、「付属機関の市民公募制度」に準じて行う。

(市民オンブードとの連携)

第9 サポーターズは、その活動にあたっては市民オンブードとの連携を保たなければならない。

(任 期)

第10 サポーターズの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(解 任)

第11 市長は、サポーターズに活動上の義務違反があると認めるとき、その他サポーターズにふさわしくない行為があると認めるときは委嘱を解くことができる。

(実費弁償等)

第12 サポーターズには活動の実費弁償分として月額2,000円を支払うことができる。

(庶 務)

第13 サポーターズの庶務は、市民部同和・人権室男女共同参画課が行う。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、サポーターズの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

第1 この要領は平成18年12月26日から施行する。

第2 この要領の施行以前に行われたサポーターズの委嘱は、この要領の規定に基づいてなされたものとみなす。

索引

<英数字>

- CAP (Child Assault Prevention=子どもへの暴力防止プログラム) P.9, 19
- DV (Domestic Violence=配偶者等からの暴力) . P.6, 7, 22, 32, 33, 36, 51, 61, 62
- PDCA (Plan/Do/Check/Action) P.45
- PTA (Parent Teacher Association) P.19, 20, 21, 58
- NGO/NPO (Non-Governmental Organizations / Not-Profit Organization) P.62

<あ行>

- 愛あいプラン P.4
- 愛護補導連絡会 P.23
- 青色防犯パトロール P.47
- 意識調査 P.59, 60, 66, 82
- イラスト P.13, 14
- 伊丹市男女共同参画計画 P.57, 59, 61, 82
- 伊丹市男女共同参画計画の推進体制 P.61
- 伊丹市男女共同参画条例 P.61, 66
- 伊丹市内工業系企業の実態・意向訪問調査 . . . P.27, 29
- 居場所づくり P.12
- エフエムいたみ P.53
- オンブード・サポーターズ P.60, 65, 82, 86, 87

<か行>

- 介護 P.36
- 家庭教育 P.11
- 環境マネジメントシステム P.44
- 管理職の女性の割合 P.67
- 学校教育 P.11, 15
- きたいの会 P.36, 37
- 虐待 P.6, 36, 37
- 教材 P.21
- ケアマネジャー P.36, 39, 40
- ケーブルTV (ペイ・コミュニケーションズ) . . P.52
- 研修 P.8, 15, 21, 23, 27, 33, 36, 37, 44, 48, 60, 66, 67
- 高齢者虐待防止法 P.36
- 広報 P.52, 60
- 広報伊丹 P.53
- 広報セミナー P.19, 20
- 公民館 P.23, 24
- 国連女子差別撤廃委員会 P.54
- 子育てサークル P.6
- 子育て創生事業 P.6
- こんにちは赤ちゃん事業 P.32

<さ行>

- 災害時要援護者 P.46
- 支援協力員 P.46
- シェンター P.62
- 市長といっしょにクッキング P.64
- 市バスモニター制度 P.50
- 障害福祉 P.38

少年愛護センター	P.22
少年補導委員	P.22, 23
消費生活センター	P.41
消防	P.49
消防団	P.47
シルバー人材センター	P.37
新型ノンフルエンザ対策	P.47
審議会	P.38, 57, 58, 59, 61, 67
審議会等への女性の登用	P.33, 57, 58, 59, 61, 66
ジェンダー・エンパワメント指数	P.54, 55
ジェンダー・ギャップ指数	P.54, 55
自主防災会	P.46
次世代育成支援行動計画	P.4
次世代育成支援推進協議会	P.4
次世代育成支援に関するアンケート調査	P.5
自治会	P.42, 48, 58
児童虐待防止	P.6
児童くろぶ	P.11
女性管理職	P.57, 59, 61
女性の再就職支援セミナー	P.30
女性のための法律相談	P.63
女性のなやみ相談	P.63
人権教育	P.17, 22
スポーツ	P.26
性同一性障害	P.22
性の健康教育	P.18
セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）	P.15, 22, 30, 80
相談	P.6, 16, 17, 23, 34, 37, 39, 40, 51, 61, 63, 69, 70, 71

<た行>

待機児童	P.8, 67
託児	P.42
男女共生教育ハンドブック	P.16
男女共同参画推進委員会	P.60, 61, 66
男性の育児休暇	P.27, 66, 67
男性の家事参加	P.64
男性保育士	P.10
地球温暖化対策活動推進員	P.44
地区社協	P.23
父親参加	P.12
父親の育児参加	P.35
父親の家事育児参加	P.12
デートDV	P.7
出前講座	P.11, 36, 41, 46, 60, 67
図書館	P.25
図書館ホームページ	P.25
トラノやる・ウィーク	P.16
同性介護	P.38

<な行>

なぎなた	P.17
夏休みおやこ料理教室	P.18
なやみ相談	P.23
日本国憲法	P. 54
農会長会	P.28
農家女性の就業条件の実態等に関する アンケート調査	P.27, 29

農業共催損害評価会	P.28
農産物加工グループ「あゆみ」	P.28

<は行>

配偶者暴力相談支援センター	P.7, 32, 51, 62, 82
バス	P.50
パパママクラス	P.13
パワハラ（パワー・ハラスメント）	P.15, 22
ひとり親家庭	P.39
表現指針	P.14, 19, 20
ファミリーサポートセンター	P.5, 47
武道教育	P.17
保育指針	P.9
保育所	P.8, 47
保育の道しるべ	P.9
防災	P.45, 46, 48
防犯	P.47, 48
母子相談員	P.7
ボランティア・市民活動センター	P.34
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	P.59

<ま行>

マタニティマーク	P.51
まちづくり出前講座	P.41
まちづくりプラザ	P.41, 43
ミドルリーダー養成研修	P.15
民生委員児童委員	P.32, 33, 36, 40, 58
みんなのひらば	P.11
むっくむっくルーム	P.6, 8

<ら行>

老人クラブ	P.37
-------	------

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス（＝仕事と生活の調和）	P.4, 22, 27, 30, 66
-------------------------	---------------------

【 発 行 】

伊丹市 市民部 同和・人権室

男女共同参画課

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL : 072-784-8146

FAX : 072-780-3519

E-mail : danjyokyodo@city.itami.lg.jp